

者難及了簡候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

弘文院

十月朔日

春(花押)

松陸奥守様

尊報

二二六三 淨眼院三澤氏消息

○コノ文書ハ、綱村ニ宛テタルモノナリ、

御おくりのうたきせぬ御よろこひ此と、何りうとくい日井入り、まつま
つ御ききんよく、めあさた春茂まちゑさせられ、千秋万歳此御おとぬきの
身と、敷く祝入りいら勢候、尙々御まいのとめ申あけり、よきしを御心
ろうとのと入候、めてささ又々ト。

一筆申あけり、此をひ御祠堂御祭禮あひせみ、あうりたりむもほき御
足き、殿さぬへ進へら進候ニ付、わとくうとへも下さき、仰のと残り

綱村祠堂
祭禮ノ供
物ヲ父
ニ贈ル

くどくをう給、めあさく何りうとく、せあさち御朔日、織部殿御出候
ま、心とせあいらせ、い、けり、御志ゆひよく、御心様のとく、御
神事あいまさせられ候御事、誠よめあさ、いよくおぼへめさせら
れ候御ま、乃御せんやう此、めてとくト。

正月三日

か

誰ニても

ちやく

御心ろう

二二六四 淨眼院三澤氏消息

○コノ文書ハ、綱村ニ宛テタルモノナリ、

(端裏切封ウハ書)

一

うかうい
る用の事

あ茂く、御らんあそをされ候も、御むつうく、い、あうら、御さちあそ

宗利ノ訪問
眼院ノ相談

えされ、二三日時分の御事ゆへ、申あけらるゝめてさくどと、
 又申あきら、左様ニ候へと、むと并と波(宗利)く、まゝより、ゆめ殿御との
 御事つてにて仰くさされ候ハ、内々より、まう身此御やきニおりま
 いらせ候時分ハ、いき臺までも御見舞あされさきよ、御前へも仰入ら
 せ候へとも、それく御とより申候ゆへ、御ひうへあされ候、今程きゆ
 め殿も御さ候御事、御留主よても御さ候、そのうへ淨池おん殿まで御出
 あされ候て、それく所へ御見舞あされ候ハぬ事も、御とよりとハお不
 けめけあうら、御めいよくニ御さ候との御事ゆへ、それく申候也、お不
 けめけ入のふと、うさけかくせんけへ共、御留をよても御さ候、そ
 のうへしきぬいまでいらせられ候ニ、御めよう、ま候ハぬもいう、よ
 そん、めいよくニ御さ候、内々こあさニ御さあされ候内、御めふよ(マ)か
 へまう、さきとせん候へ共、御いとぬ間もかく御さちあそと、何う
 と急んよんニなりらるゝ、めてさくらいをる御まへよても御のかりあそ

えされ候御時分、御出あされ下され候様ニと申進候へと、御めふら、
 ま候ハぬ御事也、まこもくくるらぬ御事、こあさニおりらるゝに、
 おあけ御やきへ御出あされ、それくうさへ御出あされ候ハぬと、ま
 へくさへ御さ候ニ、何とやらんひとくもいう、く御さ候との御
 事ゆへ、とろく御國もとへも御事より申きけらるゝ、御返事申進候ハん
 よし申おきらるゝ、そまニ付、いきぬいまでもをめて御出あされ候ま、
 日うらふともよき日うらニ、御見舞あされさきとの御事まで仰らるゝ、
 ゆめ殿よも、何ともく御あいさつもあされみく、さきとの御事ニ御さ
 候ぬ、いう、わさ候ハんや、うら、いり、まへくよまも御縁ん入
 仰らるゝ、今不とあ、ゆめ殿も御さ候ゆへ、せひく御む用と申候ても、ま
 さいら、よ御さ候ぬ、御返事ニ仰くさされ候へく候、ま、

五月十六日

誰ニても

御申

ちやくか

二一六五 淨眼院綱村生母
三澤氏 消息

○コノ文書ハ、綱村ニ宛テタルモノナリ、

御縁入セラレ御のふくミ下され、めてさくい且井入ありぬり、返く
ま川様いよく御ききんよく、たぐ様扇様よても御ききんの御事ニ御
さあされ、あよもくめてさく存り、さ井く御機嫌うり、いみ文よて
もあ事候はんり、か且御事も御され候に、御返事をいう、とひりへ候
て、あ事不申候、いつもく御返事に成り、あ改めてささ又々トシ、
御つおてありら申事あり、此さひ御歸國の御まいとして、遠藤たく見と
の御の不せあそは、めてささ、こあさへも御出候て、御口上之と改りう事
給、かさけあさ、御機嫌の御事をく且承候て、よろこひあり、めてさく

綱村歸國
ノ禮使

十五日の御志う義と仰ら候て御書下され、かさ一守あさ、まつく御
機嫌よく御い且井あそをされ候よし、あすく御めてさは、よろこび入

あいら勢候、十三日の御日つあよて、御返事ありら御書下され、あさ一け
あさ、その御所様御ききん能、とに此さひ御あいぬんの御祝義として、御
一もん愈うさハ一め、御志さ中のこら且御い且井あそは、御のふまあ
仰付らき、御あきく敷御志う御い且井あそをされ候よし、誠よめあ
さ御事、りやうにおお一めされ候御ま、に、萬事志ゆひよくと、のひ
あられ候御事、ありうささ、御さやううにうあいらられ候ゆへと、う
すくよろこひあ事あり、めてさくトシ、

五月廿一日

御返事

誰ニても

御申

ちやく

か

二一六六 淨眼院綱村生母
三澤氏 消息

○コノ文書ハ、綱村ニ宛テタルモノナリ、

な茂く、九日の御日つぎよて文下され、御機嫌よく、十日迄不うは御神事
 ニ付、八日御參詣あそをされ候よし、御祢ん入せらま、御やう喜御こぬ
 く、と仰き事らま、かこけあくめてさくそん、さては、新米迄不う
 法へ御あ事あそをされ、御城中よて、所々へ御あ事あそをされ候よしよて、
 こあへも下され、めてさくかこけあさ、幾千と世もあいか日ら喜と、い
 日井入ら、な茂めてさかさ存く、トシ、
 將監殿大くら殿も、御そく才御さ候ハんと、めてささ、ゆめ殿も、い
 よく御そくさいの御事よて、きのふは方々御つとめあされ、今日はを法
 やきへ御出のよしよて御さ候、ま川よも、御こさち御取く御そくさ
 いの御事よて、おきく殿も、いよく御そくさいよ御あり候て、殿様よも
 うま、御悦あそハ候、めてさく又々トシ、
 盆比御祝義めてささ、とあさをぬ御事、い日井入ら、今あありさ
 かうら、いよく御機嫌よく御さあされ候よし仰下され、めてささ、きの

ふ今日は一不めてささ、御きまんの御事、御みま、敷御い日井あ
 そをされ候ハんと、めてささ、こあよも、ま川様御機嫌よく、御上屋敷
 よても、御おや子御そくさいよ、とよ扇千代様、御きまんの御事、御お
 とあ、く、兩日とも、御い日井あそを、今日は一人の御祝義、幾千代萬
 世をうきりあふと、い日井入ら、さては、五日の御日つぎよて御書下さ
 れ、かこけあさ、久くとて御自筆の御書、かこけあさ、御きまんの御
 事と、めてさくよろこひら、あこ御まつりの御供下され、御書のと成
 り、まあま、ま川様へも御めふらけらへ、御祢ん入せらま、御まん
 ぎくの御事よて、御名代まのへ仰付らま候、わさく、うさより、いう不
 ともく、よろこを申せと仰らま候、ま、いかり熊野三所辨才天、御城中
 よくま、やうあそをされ候ニつき、御祢んの御事、りよて、御供進
 られ候、こま、を御事、お不、め候、るつ、我々、へ御事
 どり、かこけあさ、とよ、その御所様よて、御名代、御い、さ、き下さ

れ候由、さてく有うさき御心入、そん候不とは申あぢうさくそん
 らい、いさむへ、御おのと次り申きり勢いさうせらる、そのうへもあき
 過分りりよて御さ候、よろむく御糸入せらる候御事、かさけあ
 存り、ことさ、いさくよりを御ききんよく、まよく、あかこさ
 へ御慰り御出あそそされ候御事なふよりくめあさき御事と、よろこ
 ひら、御取まきれり御座あされ候いと、今日の御祝義、御返事あうら
 ひとつり申あぢう、めてさくど。

御つおさあから申上候、此中は、おくむより、ふいおいさむをいめ御かさ
 ら下され、いつまも過分りり、御事ニ御さ候、御書進られ候御時分、ま
 れくを御ふいてう申上候通、仰進られ下されへ候、めてさくど。

七月十五日

分

御返事

誰よても御申

ちやく

二二六七

浄眼院 綱村生母 三澤氏 消息

○コノ文書ハ、綱村ニ宛テタルモノナリ、

返く、御たう野出させられ候御時分、おつらき大鳥を御てつらうニ
 て御しやうぬ御さ候よし、やうて御めあぢうあられ候いと、みちく半とよろ
 こひら、いつをく御さ嫌よく、まに此中さ井く御慰も出させら
 れ、御いさぬき御やう夢、御膳あとも御心よくあうりらられ候との事、
 さひく、まきの助殿よりを申きけられ候、あまもくうれさよるこひ
 ら、こあさ、いよく御き嫌よく、大うさ天氣よき時分ハ、御庭よを
 り御座あされめてさ、御上やきみまも、御あやこ様御そくさいの御事
 ニて、(扇千代) 扇様いよく御ちへく、御ききんの御事ニ御さ候、めてささめ
 てさ、申おろりの御事ニ御さ候、猶く、御しやうぬのさひく下され、
 めてさくふさけあさ、まに、此さひさ、おつらき大鳥御しやうぬ
 そハ候よし、ささく御き嫌の御事と、めてさく存ら、あぢめてささ又
 々ト。

御返事あうらねさとの御飛脚にて、十一日の御日迄の御書下されか
 へ一筆あさまつく御機嫌よく、十日ニを御たう野み御出あそへ、御
 一やうぬを御座候て、な成く御き嫌よく御さあされ候よし、一不め
 てささ、御一やうぬのまかんこあへ下され、かへ一筆あくめあさく
 じ井入るさきり、御念入せられ御書のと成り、此さひ御志う義の御
 うきつ事とをり、はあち御めみう事らへそ、御まんそくの御事みそ
 御座候、御事おなき御中に、さひくの御縁んとを、御やう事くじしを
 事給、めあさくよろこひ入ら、めてさくじし。

網村鷹野
ノ真雁
ヲ贈ル

九月十八日

よこ

御返事

誰ニても

御披露

ちやく

二一六八 淨眼院 消息

網村生母
三澤氏

○コノ文書ハ、網村ニ宛テタルモノナリ、

彌々、御き嫌能おしめさせられ候御ま、乃御せんやうの御事のさう
 事給候へく候せ、祝入ら、まつとや、御うとせあそをされ候よし、白
 人一を下され、めてさくじしけあさ、い流みせくま一不うい日井入い
 さ、たう、幾さひあうら、春御所、御きけんよく御志う儀とも、よろ
 御志ゆむよくをまいらせられ、めてささ、志ゆめ殿大くら殿も、御志
 うせん仰付られ、志ゆひよく御座候よし、めてささ、せい人あされ候よし、何
 もおなき聞られ、かへ一けあさ、御とりまきまの折ふ御縁ん、一不
 分りそん一上候、かへそく、志あ河みても御き嫌よく、わさく事もよろ
 めてさた御やうをもう事給候て、今日志ああへかへり、あ成めて
 ささかさ、承候へく候と、い日井入ら、めてさくじし。

網村白雁
ヲ贈ル

網村入部

御道中御志るくくと、御き嫌よく御付あそをささ、そやくとの御志
 や、とみ御濃くと御書下ささ、かへ一けあさ、めあさくい日井入いさ、

さまいらせ候、ませく、廿七日は御をや〜御つきはそをさき、御
志う儀ともよほつ御志ゆむよくあいにみいらせられ候、御ききんの
よくくじしを仰きせられ、誠よく、御目出さばこそう過くと、以て井入
よろあむをいらせ候、めてさくど。

四日

か

御返事

誰ニても
御むろう

ちやく

二一六九

浄眼院綱村生母
三澤氏消息

○コノ文書ハ、綱村ニ宛テタルモノナリ、

返く、御目つらいの事ニ候ぬ、いつらさぬても、ときの日つらいあされ
候はんニ、よき折ふし、こゝ御不とへの不せ、御申あされ、きつうなる御用
しやうあそはし進しられ、とあさぬも、御ちりく〜ぬて御やうをきりせ
られ候御事、くり事あうらつ存く〜御かう〜ぬの御心さしゆへとかん

し入、何りうさくそん〜右申候とく、まゆめ殿御やうを御らん〜られ
候はまハ、御心もとあくおしめさせられ候〜候ま、御機嫌ま〜いあ
らせられ、とろく何事も〜御機嫌よさハリ、御くろふニあそはされ候
やうニと、まゆめ殿きまよくをあ〜事ニ、御心もとあくそん〜何事も
〜、そん〜候不とハ、申あけはく〜うさくそん〜候、御機嫌の折ふし、よ
ろ〜御ひろうとのし入らぬ、めてさくど。

う事給候へと、きのふまか〜より、まゆめ殿御氣色ニ付、御口上うきま
仰進〜られ候よ〜う事給、いうやうの御様主候やと、心もとあくそん〜
候所、唯今御出あされ、きのふ御返事御ま〜候て、みち〜此
ひまゆめ殿御氣色、あけき時分ゆ〜、そん〜の外みま〜におもく、とあ
みまもおとろき申候所、よき折ふし、其御所様みま〜入らせられ御らん
〜何そは〜色〜御せいニ入、御用〜やう仰付ら〜候ゆ〜、そん〜の外
うるくからせられ、とろくつ〜の御心入、ちやうの折ふ〜何ら

れ候へく候と、かこけかくそんしん、いふ不とく過分りたり御
 事ニ御さ候、あか殿様みてハ、も御ゆさんゆへと思しめされ候へと
 も、そまもつもの御盆うとい御そんしんかきゆへみて御さ候、唯今我
 ヲ御ちきく申あげたり、こかこの御やうを、まこも御心もとかく
 おしめされ候やうニ、仰上らま候へく候、御きやうとい急か、御い
 もしからせられ、御といセつニおしめされ候御事、世みたくい御事みみ
 て、まこもく御おろりに御さかされ候へ共、にまうにまゆめ殿御
 きまよくおもく御さ候をきりせられ、御おとろきあされ候、何うと仰進
 いられ候とそんしん、今日まいま御様主も御らん所をされ候ハ
 て、いふ不とく御心もとかくおしめされ候へく候、まゆめ殿ニ
 ても、ならせられ候をりりうとく思しめ候ハん御事ニそんしん、兩
 日ともニ、御ききあそをされ、色く御糸ゆへ、そうく御くまいきも
 御さ候と、まれくも、いふ不とくこけあき御事ニそんしん、いよい

よ御せいニ入させられ仰付らま候御いくまうみて、うちつ、きんぬ
 くかされ候ハんと、めあこくそんしん、めてとくま、

六日

か

誰みくも

ちやく

御披露

二七〇 淨眼院網村生母 消息

○コノ文書ハ、網村ニ宛テタルモノナリ、

あ茂く、まうまう、御内々うり、いふへと仰らま候ま、申上候御
 内々の事ニ候ぬ、うとく御不と御さあきやうニとそんしん、めて
 く何事も御しゆひよきやうニとそんしん、めてとくま、

又申あげたり、今日御上や、き様御出の御時分、仰らま候ま、御あつ殿の
 御事、いつそやも仰上らま候通、(伊達宗規)左兵衛殿御子うすま殿へ御とりあませ
(石川宗弘)あそハ候ハんと思しめ候、やまと殿御ようしよ、うすは殿進られ候

夏姫ト伊
達村隆ト
縁談

智惠姫ト
立花貞晟
トノ縁談

事、左兵衛殿よて御いやと仰られ候由候、いよく御あつ殿進られ候ハ
んと思へ候、さて又内々耳う身あと申進きうせられ候へハ、御心と
りもこのころにおき御申あされさきとの御やうせにきうせられ候ま、
心さ御おと、ごん正殿へハ、とうぬん御ようせうニハ候へ共、御ち
急殿を進られてハ、候ハんやと仰らま候ま、さやうニあそハハ進
られ候ハ、志お川様ニてハ、いうふとく御悦うお不い候ハんと
申候へえ、とうくはれくうさか、御内々うう、いたく様ニとの御事ニ
候ぬ、申あけり、御返事ニお不い候へ仰進られ候へ候、ト、

廿三日

又誰ニても

御申

二二七一

浄眼院

綱村生母
三澤氏

消息

○コノ文書ハ、綱村ニ宛テタルモノナリ、

(糊封ウハ書)

一、一

カ

御返事

誰ニても

御心ろう

ちやく

綱村夫人
正則等ヲ
饗ス

あ茂く、ふあさよも御ききん能御さあされ候、わくさぬニも彌御そくさ
いの御事ニて、とよけふさ、此中進られ候白鳥御ひらきあされ、美濃^(正則)は
いめ、御取く御出あされ、御祝のよし、ふあさへも御ふいちやうの御事ニ
て、はれく方へもくさされ、めあさくいと井入、よろこひなく、なぬもく
御めあささ、きうせられ、御き嫌の御事とそん上候、めあさは重て、ト、
わさとの御飛脚みく御書下され、かこい字あさ、まつく御機嫌よく御
座あさ候よし、何よりく御めあささ、とよ廿一日み卜日あそはさ
候て、來月十六日よ、時の御まはり御つとめあそをされ候ハんよ、仰進
いられ、私方へも御念入せられ、お不せきけられ、うけ給、御めあさ御事

よ、よろおむあけら、いつをく御き巻んの御事よて、御おこせりなふ御迄とめあそそさ候御事、目出さくありかさき御事よ存あけら、めてさくど。

廿八日

御返事

か
ちやく

誰ニても

御むろろ

二二七二

浄眼院 消息

○コノ文書ハ、綱村ニ宛テタルモノナリ、
三澤氏 母

返く、目れく事を、あさぬ御やきに緩々ととうてうるさ、かさけあさ、明後日ままつく、あさ川へうるり、ハんとそん、御留を返よて御さ候得とも、御いくてうゆへ、そん、の外ゆるくとあり、野山もひろくと慰ら、過分うさけあき御事といわんとく、よろこひ

浄眼院
麻
敷
敷
二
布屋
留
留
ス

ら、ゆめ殿ニも、此中はめもよく、いつうさも心やそくみる、うれさ、御のりの時分を、何うと御念ともよて、御事多き御中よ、御自筆よて、御おへ書まきあそ、下され候御事、みら、さてく、ありうさき御事といさ、きら、心よそん、候不とを、申あけらさき御事ニそん、何も何もめてささ、又々ト。

けふの御志う義めてささ申あけら、まつくろこ御不と様、いよく御機嫌の御事よ御座あされ候よ、御返事から兩度の御書よ仰下され、承候、何より御目出さ、悦あけら、あさ川様ニも御き嫌よく、れく、させられ候やうニ、存あけら、御返事や、さひく、此御書、かさけあさから、御せいも、はきりられ候、ハんやと、御心もとあくそん、上候、めてさくど。

廿八日

か

誰ニても
御むろう

ちやく

二二七三 淨眼院綱村生母
三澤氏 消息

ふゆせいのりき付ニ、とより六人と御さ候よし、いつきもおしあせ候
て、ふちぬ申あげ候せそん一候、まゝ小上ろうの事、いりよもせりかへ候
ハんとそん一候、大上らふも、いつきの奉公人も、あふさこあさたくさんニ
御さ候へとも様子心もとあくそん一、せりかへ不申候り、うけ給あせ、
にあハ一き事を御さ候ハ、せりかへ申候へく候や、せりかへまのと改り
みて、いりやうともはとめよく候ハんやとそん一られ候、せりかへまよの
ものせ、せりかへいり、とそん一られ候、此と改り御はろう候へく候、めて
さりく、

侍女ニ就
テノ意見

御書付之通みあけらるゝ、御もつともニそん一上候、唯今も申上候通、お
つ事、あふんをもるゝ、御用さて申さきとそん一候、ふち井事、か
忠宗夫

人孝勝院

せう院より、久しを免一つうい、そのうへ唯今まで、つ不ニもりいそ
へニも、壹人よてつとめらるゝへ、左太夫母おかし事ニ、免しおろ下さ
候様ニとそん一上候、小巻むら事を引つ、きとよりと免しおろ
まよく御さ候、まつ改より改事、せう巻んとのゆめ殿つ不ニも、り
いそへニもニ御さ候ま、さやうニ免しおろ候へく候、小川うせ兩
人、中ろううらニ御さ候へとも、かむせ事、我々つ事、のまやけうい、あ
さ候り、御志うきの御せんニハ、少とよりよて、かりう候ハんま、
御あい、ういそへニあさ候て、いり、御座候ハんや、めてさく
ぶ、

(村和)
將監

御披露

ちやく

二二七四 淨眼院綱村生母
三澤氏 消息

(折封ウハ書)

○コノ文書ハ、綱村ニ宛テタルモノナリ、

又誰よても

御申

は

御まうきん御と、のへあされ御いゑあとの事ハ、唯今且れくあり申候
此やうさよと申入、さやうの事キ、何事もつうへ不申候て、らちあき申候
り、右之通、御上やうきにて、御の不せあされ候ても、さやうにはまいらす候
て、御まへ返にての御むいのやうにきこへ申へく候きとの御えん且よこ
て御座候、今程の御かうきゆへよて御座候、此さんお不しめしけられ候
へく候、此中之内、且れくをいろく、あんしんへ共、何ともく、きのと
く、せひもあき御事ニ御さ候、御まへよてハ、いり、お不しめされ候や、且れ
く、そんな候ニは、御留をよても、とうねん中御まうき御と、のへあそハ
し、御えんしやうの御事をも、そやく御き、あそハし、一兩年の内、の不せ
御申あされ、御といめんあされ候やうニあそハし候り、此うへハよく候ハ
んとそんなり、四五番んと申候を、事ありき御事、まといニ御せいらんあ

祝言ニ就
テノ内談

され候不と、御心をくつし候て、御且つらいあと出申候ハ、御くるふのう
への御せ且ニあふせられ候ハんと、心もとあくそんなり、返く、此中之
内、いろく仰下され、且さくしをいふんとそんな候へ共、今不との御事
ゆへ、よろそく、御お不しめしの外にて御さ候、御上やうき様御あんきニ
お不しめし、兩人の衆もとの外のめい且くり筆ニつくしりさくそんな
候へく候、御きのとくニお不しめし候半と、御きあんの不と、心もとあくそ
んな候、めてさくし。

心と申お不せ下され候御内々の事、此中申候事候と決り、いきとのまい
らま候て、くしを申き事、中つうさとのへも申き事らま、朔日のあさ兩
人まいらま候て、御お不しめし事、且れく申候と決り、う事さぬ且り
申され候、御上屋敷様へ申上候事ハ、さきこつても、いろく御きんそあ
そをし候へとも、とろく御かうき御しゆひよろしからさ候との御事ゆ
へ、なり不申候事、まこく御くるふニ申候事候事も、いろくと御申候ゆ

へ、とろく御まゝ、へあいて、文もさほり候やうにと申、きのふ申上ら
 せ、御まゝ、あされ、こゝへ御出あそひ、まれくを御ちきく、いろい
 ろ御糸入仰らせ、御うゑりあそひ候ても、きのふけふいろく御を
 うらひ御らんいられ候へ共、とうふんうかい候ても、とろくをゑんく御
 こめよろしからさぬ御事におそめ候、御せうしから、せひもあき
 御事と仰ら候、ましく申三も、ちくせんとのへ仰入らせ御らんいら
 れ候様にと申候へも、ちくせんとのにて、をそや御せんにて御座候
 はんとおそめ候、その志あく、文はう、ま不申候、御志うせん
 あされ、一兩年もあいと御さ候て、此うへよひ御申あされ、御さいめん
 あされ候事、くるしからぬ御事も御さ候へ候、此うへへむやうこと
 の御のせあされ、御志うせんあされ候事、御まへ様にての御さいの
 やうにきて、いう、との御ゑんまよ、うまゝにて御座候、と、

か

又誰よても

御申

は

二一七五

浄眼院 綱村生母
三澤氏 消息

○コノ文書ハ、綱村ニ宛テタルモノナリ、

綱村ニ唐
織ヲ贈ル

まこと御うきつ、から織の事仰下され候、地あい、うよて、御用
 ち不申候よ、御をつ共、そん候、こゝみまも、さやうにそん候
 へとも、もよう、つら、つね、つね、御めよう、不申候ゆへ、阿事、將
 監殿主馬殿など、よく候はんま、は、う、ま、され候はんやとの御事、
 大くら殿へいま、進、不申候ま、將監殿へ一巻、つら、ま、され候ハ
 、一ま、ま、こ、へ、下、され候へ候、大くら殿へ進、ま、そん候ハ
 主馬殿へ、御む用よて御座候、かかねての事、ま、可申候、

一きよ年御物う、りあそ、ま、され候御まんの御道具の内、ういおけ御座
 候や、御つ、かての時分仰付ら、御まより、ま、い、ま、ま、き、り、度御

ういおけ
ヲ所望ス

さ候、少々そこを候ても、くるからにせそん候、それく所よかうせ
うねん様御うい御座候り、ういおけ御座おく候ま、入ら度御さ候、
御つねてあうら申候事候、めてさくま。

二一七六

浄眼院

網村生母
三澤氏

消息

○コノ文書ハ、網村ニ宛テタルモノナリ、

見あけら、ハんと、い日井入ら、まよく下されにく、御さ候へとを、き
まよくはるく、とるさ、あまりくさむを不申候ま、まこを御きつ
りの御事お御されく候、返く、土用を明らへとも、との外乃あゆさあ
から、その御所様御ききんよく、たぐ様も御息才の御事、めてさく、悦まい
らせ候、御心もとあく思、めさせられ候半と、なふりの御まいあうら、筆よ
て申あけら、あはめてさかさき、めてさくま。

清右衛門あけら、ま、申あけら、いまこの外のあゆさよ御座候へ

網村毎
日病ハ
シムラ
訪母

とを、いよく御機嫌よく御さ被成候ようけ給、何よりく、御めあこ
く、よろこひ入り、まあこも、此中おうちつ、き御き嫌よく御さあこ
れ、きうせられ、御まんそくの御事とそん上候、さてあわさく、きまよ
く、つき、いろく御念入させられ、まい日く、まひくの御志、や、そ
のうへ、御い、や衆もつけおら、か、さ、御さ、申候おらう
の御事、御くろふよなり、事、う、ま、めい、ま、よ、そ、二、三、日、を
ま、ん、心、よく、ま、よ、か、とも、下、され、候、一、兩、日、中、を、ま、き、く、と、よ、く
成、ら、ハ、ん、ま、れ、つけ、あ、さ、ぬ、御、や、き、ま、い、り、め、あ、さ、く、御、機、嫌、の
御、事、め、て、さ、く、ま。

誰よても
御披露

ちやく

二一七七

三澤宗直覺書狀

○（黒印）
○印文ニ宗直下アリ、

柴田内藏殿

三澤頼母

淨眼院ニ
就テ宗直
ノ答書
生地

別而御覺書之通、謹而奉拜見候、

一淨眼院様何國何郡何所ニ而被遊（綱村生母三澤氏）

國鳥取ニ而御誕生被成候、御誕生候哉、御尋被遊候、因幡

兄弟姊妹

一何番目之御子ニ御座候哉、御兄弟御姊妹も有之候哉、被 相尋候、私

妹慶安四年出生、明年二歳ニ而相果申候、其外御兄弟御姊妹無之候、

一亡父實名、俗名、入道仕候名、且又私母姓氏并名、次ニ誰之娘と、其親之實

名、被遊 御尋候、亡父俗名、始者氏家權佐、實名清長、入道名玄又と申

候、二十四五歳ニ而、細川殿御家養、父氏家志摩守手前退申候、後本苗三

澤ニ改申候、松平相模守様御家ニ、親類數多有之、因州ニ罷越、暫罷在候、

本妻氏家内膳娘ニ者子無之、窄人者之娘ニ、淨眼院様拙者出生仕候、

私幼少ニ而、父母死去仕候付而、實母之由緒相知不申候故、色々相尋候

父母ノ素
姓

得共、遠國之儀、其上窄人者故、諸親類等誰ニも不申聞、相知不申候、然

處實母兄前九右衛門手島五郎右衛門と申、因羽鳥取ニ罷在候、右兩人

共ニ三十ヶ年已來相果、前九右衛門ニ者子孫斷絶、手島五郎右衛門養

子手島勘六と申者、養父五郎右衛門相果、便候方無之、於江戸、右之品

淨眼院様へ申上候處、不便ニ被 思召、當御地へ被相下、私所ニ罷在候、

右勘六ニ、手島前之由緒相尋候得共、幼少ニ而國許罷出候故、分明ニ不

存候、私儀兩親死去仕候後、十一歳ニ而致上洛、氏家内膳末子京愛岩山（岩）

之長床坊、亡父實弟窄人三澤喜左衛門兩所ニ罷在候、私十六歳之時、從

孝勝院様品川様へ御願、京都ニ罷下、被召出候而、日通養子分ニ罷成、

致勤仕候、將又當七月於江戸、大島出羽守殿由緒、并私母之品 御尋之

上、有増申上候、此度相違之様ニ可被召置候得共、亡父本妻者先年遠國

ニ而死去、實母者窄人者之娘、由緒分明無之候故、母者氏家内膳娘と申

上候、實母事、亡父因州ニ召連、於江戸相果申候、此段日通大島出羽殿へ

相談之上、淨眼院様相達 御耳候而、實母之品終ニ 御前へ者不申
 上候得共、如何様之儀ニ而後不苦被 思召候間、(密)蜜々ニ後可申上旨、被
 仰付候間、乍憚、私及承候通申上候、亡父本妻者、氏家志摩守養子ニ罷
 成候節、同氏内膳正娘縁方申合候、内膳實名分明ニ相知不申候、姓者藤
 原氏ニ承傳候、亡父本妻私實母共ニ、名相知不申候、日通兄弟姉妹も、不
 殘相果申候故、當分相尋可申方無之候、若重而承、相知申儀後御座候者、
 其節言上可仕候、此等之趣、可然様御披露頼入存候、以上、

十二月十九日

三澤頼母

御近習衆中

綱村ノ名
乗字改

二一七八 稻葉正則書狀

昨晚者御報、致拜見候、然者御名乗字之儀、別紙之通覺書ニ被成可被下候
 哉、此書付老中へ見を申候得者、申述能御座候、文言惡敷候ハ、思召寄之

綱村名乗
改覺書案

通ニ覺書ニ被成可被下候、委細之儀者口上ニ私可申を存候間、御覺書ニ、
 委細口上ニ申合候を御書留被成、能有御座歟を存候、以上、

九月朔日

稻葉美濃守

松平陸奥守様

覺

一私名乗字、代々政字宗字用來候得共、於品川綱宗と申候故、若年之時分、
 基之字を付申候を存候、次ニハ(池田)松平伊豫守殿、綱政ニ而御座候故、遠慮
 仕候りと存候、基之字先祖ニ無御座字ニ而御座候、不苦候者、政之字り
 忠之字り朝之字、右三之内相改申度存候、委細者使口上ニ申合候、以上、

九月朔日

松平陸奥守

二一七九 氏名未詳覺書

(包紙ウハ書) (封目)

封

御家中組之人數書何方ぞへ御相談被成其挨拶と相見え候書付向之名元無之不相知候若美濃様歎

○右ノ包紙ウハ書ハ吉村ノ自筆ニカ、ル、

覺

一 組ニ何十騎上下人數何程宛一備御定被成候哉、承度存候、思召ニよ
り存寄可申入候、

一 備之間何程宛有之可然と申候哉、重り候へハ共崩ニ成候由及承
候、

一 馬上ハ自由能候へ共、或繩を張、或木を切たを置候へハ、通うとく可
罷成候、左様之所ニ伏御座候ハ、能者多く討レ可申と存候、

一 御人數五十里も百里も出申候時、金銀何不入可申候哉、積り被仰付
御覽可被成候哉

行軍ニ就
テノ意見

徳川家ニ
ハ貝吹太
鼓打ナシ

一 私共少人數ニて御座候へ共、段々書分置申候、併役人之外一人ニも知
を不申仕置候迄ニて御座候、所ニよ、間ニ逢申間敷候へ共、あくニ申
間敷と存計仕置候、とろく如何様成心得と知レ申候へハ、他家方不意
ニ計候儀、昔々有之事と相見へ候間、左候へハ、役人名御家中よても不
存、御心當計ニて被指置候方、利多可有御座候と存候、

一 御當家ニ貝吹太鼓打無御座候、權現様御時、執權之衆相窺被申候へ
ハ、入候時者山伏ニふりせとる能候と、御意ニて、終ニ貝吹御定不
被成候、大猷院様御代、貝太鼓役人、御歩行目付衆方八人被仰付候、大
方相果申候、存出し次第相調候間、淺キ事耳ニて可有御座候、其段ハ御
捨可被成候、以上、

七月三日

二二八〇 最上義智書狀

○別紙最上家系圖ハ之ヲ略ス、

保春院ノ
幼名

最上義守
ノ官位

最上義智
ノ請
網ノ系
ニヨリ
圖ヲ寫シ
ル之ヲ贈

一筆啓上仕候、頃日雖天氣合勝不申候、彌御勇健之御事、珍重奉存候、然者
一昨々被仰下候儀、書留考申候へ共、(政宗母最上氏)保春院殿幼名正字知不申候、和漢共
ニ其例有之儀御座候之間、御賢察之通、義守之字を取、義姫よて可有御座
様よ奉存候、將又義守子共之儀、系圖よ書記御座候通迄も存候、位階ハ耽
と知不申候、系圖よ羽林と御座候故、中將少將ニても可有御座候哉、又ハ
法名を羽林榮林と申候故、羽林と書申候哉、此段舊記知不申候、併元祖兼
頼高官之由承候、夫々代々相續仕來候間、義守事も右京太夫と申候へハ、
無官ニてハ御座有間敷様よ存事御座候、彌御考合被遊可被下候、隨而拙
者系圖有増御覽被遊度之由、被仰下候、則書寫、備高覽候、猶令伺公可得尊
意候條、不能詳候、恐惶謹言、

取上刑部

六月六日

義智(花押)

松陸奥守様

參人々御中

二一八一

道稔月書狀

尙々、愚拙事未氣分せきと不申故、此書帖御覽シ且けかゝか程よく候へ共、
御隙ニ何トソ御披見可忝候、

湘潭罷下候節、委被仰聞、忝存候、(網村)大守公倍御機嫌能御修行被遊之旨、奉

大悅候、御手前ニ而も御安全ニ御勤仕、目出度存事ニ候、

一内道場御立候而御勤候義、愚拙如何可存ト、無御心元由承候、誓言ニハ
不及候得共、以佛祖申入候、誰人ニ而も、心地之修行計が好ク候得共、其
様ニハ難キ成リ事ニ候、佛事作善ハ努ク外ノ事ト計ハ不被申、成程ノ
能キ御事、野拙式も左様ニ申上度ト存候處、幸御信心候而被遊候義、奉隨
喜候、只今不信之輩多ク御座候而、御國中ノ困窮ニ言をよせ、大キニさば
たげをもいゝ候へ者、如何ト存計ニ候、其ノ子細ハト申候得者、今迄ノ

網村内道
場ヲ立テ
ントシ月
月ト異存
ナキヲ誓
ヒテ是ヲ
奨勵ス

佛事作善ノ御物入ハ、愚も大形合點仕候ニ、物ノ數ニハ無之候、餘ノ御な
くさみなど被成候ハ、一日半日之中ニモ、ケ様ノ費ツイヘハ可有之候、其上佛
事作善ハ更々はいへと申ニハ無之、廣大之功德ニ候、然共彼ノ不信ノ者
共、作善などに百兩も入候ハ、五千五万共申、是レ故ヘ國中もくごぎ候
など、申からし、上くへも聞ヘ候様ニ仕候ハ、自然筑前守殿など少
も御尋候ハ、妨ケニもなり候とんうと存計ニ候、ケ様之時、たとひ 公
方々直々御とがめ候共、少も御動キ無之、御修行御おめ被成間敷、御志を
わらせ羅を候ハ、千秋万歳申所無之候間、只今迄之御事ハ、誠ニ御大名
之御事ニ候得者、大海ノ一滴、九牛ノ一毛ニ御座候、不信心之輩ハ佛法
邊ノ事一圓不存候間、様々申候て、批判申候共、御構被成間敷候、若シ野
拙心中ニハ、内道場等御立候而、御勤惡敷キト存候得共、今更ケ様ニ申候
ト可思召候得共、生キあうら無間獄ニ落候共、左様之心ハ無之候、何とぞ
妨ニ御あひなさぞ、金剛堅固ニ御進候得うと、誠ニ 佛祖へも祈り

佐々定隆
ニ就テノ
意見

申事ニ候、先ニも如申進候、御自分ニ而ハ、君之御爲ニさへ成り候ハ、た
とひ地獄ニ落候共、万端ニ心を御付、物のけうへ出申さぬやうニ、又妨ケ
出申さる様ニ被致、御心よく御修行御進候やうニ、御精出さる爲候、一
ケ様之事ハ、くどくどと申ニ及す候へとも、申入候、稍々御隙無之候共、一
々御覽候ハ、可忝候、
一 佐々伊賀(定隆)被登候而、御前御唄リ止ミ申候事ヲも不め申さず、諸事
うけがひ申さす候よし、是ハ子細ノ可有之事ニ候、此人ハ偏正直之様
ニ見ヘ申候間、左様ニも可有之候、其上御手前ニ而も、あしく機之けきた
経故ニても可有之候、先ッ愚夫存入ニハ、此人ハ佛法ハ少もとぎニハ無
之候得共、正キ所候やうニ見付候ま、當分御手前之様子承候ニも、其元
ニても、一人も御手前ト心ヲ合せ申者も、又存寄ヲ申人もなきやうニ承候
故、其通ニてハ、あなうき事ニ候、事々ニハ、あやほちの出来申間敷物ニも
無之候間、存寄も候ハ、時々被申候へ、畢竟 御爲ニ候ト申候、是故か

六を申さるる候へとも、例^ノ屈故、面ニうけがらざる色見へ申る候、
 其上其元へ罷上り、人々ノ申事ヲも承り、左様ニ候歟ト見へ申候、是ハ
 御爲ニ候間、方便ヲ御加へ、何不^レどうけがらざる候共、そはく合點申さ
 候やうニなさま、又此人申事も好事ニ候ハ、御聞可被成候、扱モく人
 ヲ之心更々知レうとく、笑止ニ存候て、御爲ニもなまかくと物申候て
 も、そやあしく心得^レ候へ者、是非なく候、いつそや中務伊賀同道ニ而
 被參、物語ニハ、極惡ノ罪人など誅シ候ても、むくひ來る物ニ候やと申さ
 れ候ま、愚申候ニハ、一圓罪人も無之、六はさ、ははおとり候へとも、
 其柄ヲ取ル人ニ候間、むむ事を得すて、ふぶんながら可被誅候、若シ誅
 せらま候ハ、別之罪人とも多く出來、大ニわざとひ出候ハ、大勢
 殺シ申さま候ハ成り申間敷候、其時多ク殺候もんか、一人初ニいはしめ
 候事可然ト申候、是ハ此人く佛法ニハ報イ之來るを恐レ、殺さると
 計リ存候故、如此候、ケ様ノ事聞そこなま候も道理ニ候、佛法合點不參

罪人誅罰
 二就テノ
 意見

候ハ、誰人もケ様たはる候、是もあはり御とがめなく、和談申さま候
 やうニ、御咄有る候、又くどうぞふて聞入候ハ、御爲ニも可罷成ト存
 候、兎角何程惡敷キ者候共、慈悲ヲ以眞實ニ御語り候ハ、などなまき申
 間敷候や、それニても合點なきハ、自分ノ損ニ候、愚夫氣分そはく好御
 座候得共、于今透トハ不仕候、此文ハ強而つとめ書申候間、御をきなく候
 共、御覽候て、被入 御披見可然候、恐惶、

霜月廿七^(日)

月晁

稔(花押)

古内居士 足下

追而伊賀事、是ハはど善キ中ニ御座候、全クむいきよてはさらく無之候、
 其外其元ニも此方ニも、不好之輩、おそろき虎狼如キ者多候、一や二ツの
 蜂よこそ、うそをえふきのが申るま、かぎ足なき蜂ニ候へ者、はいよハ
 へ、ま候日んと、あやうく存候、乍去、御爲又諸人ノ爲ニ候へ者、身命ハあ

み不申候、いりやうに成りとも、因縁次第と存候、扱又御自分御修行御進稍
 見識出テ候様ニ承候、扱目出度事無限候、就之彌菩薩^ヲ出^シ、君ハ不申及
 人々を御せて候、日ぬやうに可被成候、万々大慈悲心を以^心、たきをも御捨候
 日ぬやうにいと度候、ケ様ニ候ハ、初ノ怒ハ今ノ親ト成り、元ノ敵ハ末
 ハ實ニ申候間、御免候而可有御覽候、以上、
 又々伊賀事佛法き羅ひ故、なふとも我ガ忍りよに聞なし、其元はいらさ候
 ても、其様子をいささ候と見へ申候、此人のミならず、大形合點なき事、何
 ニ者も左様之咎ニ候、いり不との事候とも、大慈悲を以御むりい、向るハ虚
 を以か、り候共、此方ハ實ニて御あし羅い候ハ、終ニハなむき申辱く
 候、至祝々々、

二一八二 立花鑑虎書狀

如來命、昨日者緩々と得貴意、大慶奉存候、然者立齋事付而、御紙面之通、
(宗茂)

立花宗茂
 秀忠家光
 出ツ
 ノ相伴ニ

得其意候、則別紙書付進覽仕候、元和八年ニ改飛驒守申候、寛永之五七之
 時分ハ、飛驒守ニ而御座候、好雪事者、(忠茂)秀忠公家光公御相伴ニハ不罷出
 候、兩公之御相伴ニ方々罷出候者、立齋事ニ而御座候、猶期面上時候、

九月十九日

立花飛驒守

奥州様

○別紙一通、便宜コノ處ニ附載ス、

立花忠茂
 將軍秀忠
 ノ御前ニ
 元服ス

元和八^壬年十二月廿七日、從 秀忠公賜 御一字、於 御前元服、被任
 源忠茂左近將監、左文字御刀拜領之、右者好雪事、但其節十一歳、此時宗茂
 事改飛驒守、

已上

二一八三

萬壽寺 綱村夫人 消息

返く、いよく御機なんの御事、めてさくそんしり、たりの御きやう
 さい中よも、みあく御そくさいよて、おあ御事ニ悦む、めてさくトシ、
 初えるの御志うきと仰らま、御ぬまうさけあく存り、まつ御機
 々んよく御年うささ勢らま候よ、おあ御候まの御事と、めて
 さくそんしり、品川愈存よく御きなんよく、御越年あそい、めてさ
 さ、おあ御事ニそんしり、仰ら候通、越前守殿(吉村)さん志あませよ
 く、よたしくくめてささ、遠江守殿(宗鑑)も志あませよく、あよそくめ
 てささ、い日井入り、七くさう、おあ御ねん始の御禮よあまらへハ、
 萬御志ゆひよく、御臺愈御めまへ仰付られ、ありがさきあませ
 そんしり、めてさくトシ、

正月七日

中將愈御返事

人々御申上

分 せ

二二八四

萬壽寺綱村夫人
稻葉氏消息

(折封ウハ書)

返く、いよく御きなんよく、打侍、よてんきよく、杞つけ御着の御事
 せ、めてさく祝まいらを候、めてさくトシ、

又申上候、八町目御とぬりまで、御使にて申上候返事ありら、御念入らせら
 ま文うささあく、いよく御きけんよく御さあされ候よ、く日くう
 事給候、めてさく祝申候、トシ、

文かさるれく存り、いよく御機嫌よく、廿九日暮六つ半過ニ、芦野
 御とぬりへ御着はそい、もそや奥州の御地御出の御事にて、不となく
 御着の御祝、同御事ニそんしり、誠ニく品川様御きなんよく、久
 々みく御めまへ、越前守殿さくも、久々みく御めよか、さうはん
 せ、めてさく祝申候御事にて御さ候、品川様方御書志んしり、御うけ

仰上させらる候よりにて、御糸入文被下、めてさくろくさけかくそん
しり、何もくれつけ御着の御事にて、御祝共申上候へく候、めてさ
くよ。

卯月朔日

奥州様

八々御申

せ 分

二二八五

萬壽寺 綱村夫人 稲葉氏 消息

返く、こん日の御まうきを、御にきくく御祝のそい候はんと、めて
さくそんしり、(稲葉正則) 泰應にても御そく災、私もふとにをりなま、御心
やそく覺しめさされ候へく候、十三日(稲葉正往)丹後守御出、まやうり進、
祝しめてさくよ。

わざと使しやにて一筆申あをり、まつく此さひハ、いろく有かさ

吉村夫人
稲葉正往
ヲ鑿ス

綱村ノ入
部

鹽竈明神
護符ヲ
將軍ニ獻
ズ

き御事やもにて、御志ゆひよを御いとほ御をいさやう、御道中を御機を
んよくするく、御城へ御つきのめてさ、いし井入り、御志うさま
てよ、此御もくはくのよく、御めようけり、誠くめてさ、幾万く糸
んもといし井入り、品川様も御き嫌よく、藤二郎も、仔よく心よく
御さ候より申ま、御心やすく覺しめさされ候へく候、十一日ニ老、い
つを此通、公方様へまらうまの御札上申候ニ付、つをまあけまいら粉
候、御志ゆひよく御さ候て、うさきなく、悦しめてさくよ。

五月十五日

分 粉

中將

八々御申

二二八六

萬壽寺 綱村夫人 稲葉氏 消息

返く、藤二郎殿わさくもそく災よて、よきくくいし井入り、御

心やそく覺しめしあされ候へく候、トシ、

朔日の御日付にて文、殊ニ七夕此御志うき望仰らま、御もく迄くのそく下され、めてささ、幾久しくといし井入り、下され候うとむら、そあそち申付、こん日きり候て、一し不めてさく祝入り、まつく御きなんよ皇御さあされ候よし、こん日此御祝きも、志ゆひよく御いし井あされ候はんと、めあさく存り、こん日の御志うき、御城へひろこのあまいら粉候へハ、御志ゆひよく、御ふと所へ御ひろうすま候て、うそくめてささ、有うさく存り、品川も御きせんよく、とい應々御そく災う、御いし井被成候ま、めてさく御心やそく覺しめし被成候へく候、めてさくトシ、

七月七日

御返事

奥州

人々御申

粉 分

二一八七 萬壽寺 綱村夫人 稻葉氏 消息

拜領ノ越
前綿白鳥
ヲ分配ス

返く、品川御兩所様御き多んよく、こあまよても、三人あうらそくさいよをり、御心やそく覺しめしあされ候へく候、扱ハ此ちせん日とそく鳥をいしやうの御せそ日きよまんに、トシ、

箸揃ノ祝
儀

御ひめより使しやまんに申され候ま、わざと一筆申入り、まつく廿六日よま、そそろへの志うき志ゆひよくせまら、めあさく悦申候、うこ元よりを、めい、御志う下され、幾久しく祝入り、泰應様をいめ、きやうとい中御出候て、またく祝申候、こあまよりを、御志うきまてよ、そくろくのそく御めよりけら、いよく御そくさいの御事承さくそん、めてさくトシ、

奥州様

人々御申

粉 分

二二八八 田村建顯書狀
(糊封ウハ書) (封目)

封

黑木上野殿

田右京大夫

切紙

家來方迄切紙令披見候段、陸奥守様被仰候趣、具ニ致承知、重々忝奉存事候、殊先刻致伺公候御禮被仰下、御隔心之至ニ奉存候、彌以宜様申上可給候、以上、

三月十日

田右京大夫
(建顯)

黑木上野殿

二二八九 黑木宗信書狀

只今御出被成、私ニ被仰置候趣、委曲申上候處ニ、先刻御使者被進爲御禮候、御出被成、被入御念儀ニ被 思食候、將又、被仰進候御儀、御承引被成置候ハ、彌々以來幾度も被仰達ニ而可有御座候、御直^ニ被仰入不宜儀多

候間、彌誰を以被仰進ニ可有御座候、此段私所分可申上之由被仰付候間、如此御座候、右之趣、被御申上尤ニ存候、以上、

三月十日

黑木上野

小江隼人殿

二二九〇 黑木宗信奉書案

一筆致啓達候、然者今度 (綱宗) 品川様御用之儀共、御様子委細不承前ハ、各御同意ニ、如何可有御座哉と存候處ニ、罷上リ、瀬上淡路古内造酒祐方に承候處ニ、右兩人衆諸事不仕様宜存候、勿論 (稻葉正則) 濃州様段々御差圖被遊候趣奉承知、乍憚御尤至極成御事ニ奉存候、仍 (綱宗) 大殿様御表へも毎日御出被遊、御機嫌能被成御座候、恐悅御同意奉存候、將又、御側兒小性衆一人被召使度由、大殿様 御意旨、淡路被申聞候、内々 (綱村) 屋形様相達 御耳候上、濃州様へ得 御意候處ニ、無御異儀被 思召候、御國之者ハ、初

綱宗兒小
姓ヲ求ム

小鼓器用
抱フ者ヲ召

心ニ而罷成候條、御當地ニ而承立、仕舞歟小鼓かとうち候者被召出候様
 ニ可然旨被 仰付候間、幸高山阿波と申而、鼓のとうつき候者之子共、牛
 之助と申候而、十三四ニ罷成、幸清五郎弟子ニ而、小鼓器やうニ打申候間、
 つゝ、その御相手をも仕候ため、御意ニも入候ハ、御側見小性ニも被
 召使候様ニ、被召抱苦ケ間敷と致相談候、且又阿波并惣領五郎作ニも、
 末とやうく申候ため、御扶持方をも被下被差置候ハ、可然と致相談、
 屋形様へも申上、濃州様へ奉得 御意候處ニ、一段可然被 思召候、各
 へ相談仕候ニも及申間敷候間、早々被 召置候様ニ可申上由、御意候
 故、無其儀、今日 品川様へ相達 御耳候處ニ、右牛之助可被 召抱由、
 御意ニ御座候、内々右之趣とくと御相談仕儀ニ御座候へ共、始終無御存
 知、御相談仕候而ハ、御のそこニも御座有間敷候條、御挨拶ふとも然々無
 之候へハ、却而如何と、屋形様と入可然候濃州様任 御意、右之通致首尾候間、左様御心得
 可被成候、濃州様へ得 御意候書付、并いふを治部左衛門方々 御意

之旨被申越候手紙寫差進候、此分ハ不入義と存候委細ハ追而可申進候、此等之趣早々可申遣
御耳品々 濃州様御差圖ニ而其元へ不申書有之趣ハ不入義心次第旨被 仰付候而、如此御座候、恐惶謹言、

卯月十三日

黒木上野

柴田中務様

小梁川修理様

大條監物様

佐々伊賀様

二一九一 各務利重意見書

今度馬場源藏を以、各様へ被 仰下候 御詮之趣被仰渡、畏入奉存候、依
 之、存知寄之儀も御座候ハ、可申上由被仰渡候、直々申上通、私無勘不才
 故、當御役目之御用合點參兼候事ノミニ御座候、去年中々同役衆之得介
 抱、當座之御用ヲも且々相勤申躰ニ御座候條、御勝手方御手廻シいうや

細村儉約
ノ意見ヲ
徴ス

うニ被遊可然共、當分思慮可仕様無御座候、覺書ヲ以可申上由就御指圖
ニ、如此御座候、以上、

各務采女

○(黒印)

利重(花押)

七月朔日

(小梁川宗敬)
修理様

(大條宗快)
監物様

二一九二 和田房長意見書

○コノ文書、紙繼目裏ゴトニ房長ノ黒印ヲ捺シタリ、

柴田中務方ノ小築川修理大條監物ノ之書狀拜見仕、御意之趣馬場
源藏引添被申渡、委細奉承知、誠以御尤至極成義、乍恐奉感、畏奉存候、
自今已後右之心入ニ而、相慎御用之儀相勤可申候、并存寄申候儀者、無
延慮可申上之旨、是又就被申渡、左ニ書立差上申御事、

伊達家財
政整理ニ
就テノ意
見

借金ヲ減
少スベキ
事

一江戸御奉公之衆并仙臺定詰、又者御役人方ニも、御奉公勤仕ニ付物入
多ク、手前困窮之衆ハ、乍此上御合力被成置、次ニ御町方在々迄も無
品御役等を仕候所々ハ、御用捨被成下可然奉存候得共、御借金減少
無御座候テハ、土民之御惠も難被遊、御内々之御用も相滞、第一者、若急
之 御用等被 仰出候共、遅々可仕様奉存候、御當代始ル當年迄十
六七ヶ年ニ、御利潤金ニ被相濟御金高三十万兩余ニ可有御座候、此御
金高ニ而者、端々之者迄御めぐミ被遊候共、相調可申候、此御金出所者、
御領内之農民苦勞仕、年々上納仕候を、商人ニ被下置、御領内之出穀を
以、他國者を御養被遊理合ニ御座候得者、御國之土民及困窮申候も、右
利潤之御金被相出故ニも可有御座候哉、右之外御家中下々、自分之利
潤金他國へぬけ申候員數難計奉存候、所詮土民御惠之本者、御簡略を
以、御借金御減少被遊候儀、御急務奉存御事、

一御本穀御拂金を以、江戸御遣方大圖何万兩ヲ被極置、其外之御物入者

本穀拂金
ヲ以テ江
戸ノ遣方

御堪忍被遊候様ニ、然と被 仰出候儀、御簡略之本ニ可有御座様奉存候、子細者、御物成諸役金共壹ヶ年御取納を以、同御遣方御濟方之間ニ
 あい申候者可然儀御座候得共、御借金大分罷成候間、江戸御遣方何程と御極不被遊、御本穀御拂金之外、入次第之御遣方ニ御座候ハ、未々ハ前後可被遊様も無御座、先當分よりも御用手滞仕、御下御惠之方者不及申、御用金調上申候商人共方へ、御不首尾ニ罷成、身上相禿申者も出來可仕候、此類御大名方ニも數多御座候由及承申候、右之通、御極被遊候上ニハ、諸役人うるき衆迄も奉感、端々少分之儀ニ至迄、無益之儀相改申候者、御家中之大小、在々迄も御教罷成、縦委細之御簡略不被仰出候共、面々之分限を相考相勤可申候間、御惠之本ニも可有御座様奉存候、次當暮之御借金高凡貳十貳三万兩程ニ可有御座と奉存候、此上ニ御簡略御延引御座候者、年々御借金相倍可申候、左候者、御返濟ハ一方被相明候ても、御首尾合中間敷候、左様ニ御座候者、大文字屋阿形

を始、達而御侘可申上候、御買掛不被相濟候ハ、うるき者ハ則相禿可申候、とろく御借金御減少無御座候而者、諸事之御惠、御正理も難被遊様ニ奉存候、寛文十貳年江戸々之相談ニ而、御簡略被 仰付候付而、うるき御役人衆迄存寄、在々所々迄心之及申候程者、無益之儀僉儀仕、御借金も相減、御國之御藏ニ正月之越金貳三万兩程宛相見へ申候得共、此比御遣方致倍、去々年之不作故、又以御借金相倍申候、何も一同ニ吟味仕候者、此上ニも無益之儀も有之、又少分之儀成共御用捨被成下、民之爲ニハ宛申儀も可有御座候得共、早速ハ不被申上御事、
 一御藏入御物成先年よりハうるき罷成、第一穀物之拂高直御座候故、百姓作徳之金子も過分ニ有之、其上近年段々御用捨之義共御座候得者、大躰在々困窮仕様ニ者不奉存候、乍去、至而不作仕候ハ、及渴命可申候間、村々ニ糶雜穀被圍置、飢饉御座候ハ、被下置、死命被相救儀、御慈悲之第一ニ奉存候、糶雜穀之本金ニ被遊可然御金、少々御藏ニ相殘申

候間、急度相調下利足ニ而致倍々、十ヶ年目ニハ、過分之穀高ニ可罷成
品々、先達御家老衆へ相談仕、尤之由ニ而相濟申候へ共、何角延引罷成
候間、物主被 仰付、縦少之儀者御事被欠候而成とも、成就仕候様ニ奉
願御事、

一御領内ニ而出生仕者ニ候者、老若よよらば、居所おく親兄弟もあく、及
飢寒申者、當分もそくくニハ有之、尤不作之年ニハ多ク可罷出候間、
御郡司衆手前之帳ニ付置、御たむけ被遊様も可有御座候哉、又他國凡
下之者、本所ニ而身を持あまし、御國へ參候内ニ、徒者有之を見習、近年
ハ徒堂等敷盜人も御座候、不作之節惡事募申候者、大勢御いましめ之
儀も出來可仕候哉、右之内、御國ニ而妻子を持罷有候者も、所々ニ可有
御座候、不作之年ハ減少之出穀をついやし、其所之つまりニも罷成可
申候哉、三十年已前之人高當分之人高相倍申候を以、未々下民御患之
御考被遊度奉存御事、

領内ノ困
窮者ヲ救
助スベキ
事

山林ノ保
護

漆樹ヲ植
ウベシ

召出格ト
紋トノ吟
味召出格ノ
事

一御領内之山ハ薄御座候間、年々伐盡、材木炭薪等も不自由罷成、道橋堰
堤等之材木ニも御事欠可申候、山林御取立ハ耕作用水之本与申、何
如在ハ無御座候得共、漆木植申儀、彼是物主被 仰付可然奉存御事、
以上、

和田半之助(黒印)

七月八日

房長(花押)

二一九三 木村尙賢奉書

秋保右京儀付御召出と申事紋と申事

一御召出之儀、惣而御一家御一族之麁流、御宿老之麁流ハ、一番座之御召
出、准御一家之麁流者、二番座之御召出被仰付候、

右ハ、前々ハ格不同御座候、大屋形様御入國之時分、柴田内藏セ
ニ仕格を仕候事、御座候得共、大屋形様被相用候、御奉行之麁流
後、二番座之御召出、近年被 仰付候、

右之通御座候得共、せとへハ御一家御一族ノ不被 仰付前、御宿老ノ不被 仰付前、御奉行ノ不被 仰付前之_{ころ}をハ、不被 仰付格ノ御座候、

一御普代代々御役目務候者、其外筋目品ノよ_り、段々 思召を以、一番座二番座_に御召出_し被 仰付候、

一只今迄、御一家之麁流之麁流を、誰ッ品ノよ_り御召出_し被 仰付候者御座候哉、夫ハ品ノよ_り、一番座二番座之末々_に被 召出候者ハ、思召次第之儀ノ御座候間、御吟味ノ及不申候、御一家御一族之麁流之内、又ハ末_ちとへ被 召出候者御座候哉、御吟味被遊度被 思召候、

右、御召出之一卷_よて御座候、

一紋と申事ハ、殊外入亂候品_よて、御吟味之様子、とくと前々之御奉行衆も不被存候、先大抵 御意御座候、

一二端頭三端頭と申事、二引兩三引兩と申事御座候得共、畢竟御吟味御

紋ノ事

二端頭三引兩

兩

竹雀ノ紋

座候而、御紋之通、(附箋一)三端頭用候筈_に御座候と、御覺被遊候、若御覺違無御心元被 思召候間、序_に被 仰進度被思召候、二端_が白、三端_が白と申事ハ、惡キ説_に御座候、先源平共_に、横引兩御用被成候を 御拜領故、豎引兩_に被相用候哉、御先祖様之御太刀之御紋も、豎三引兩_よて紛無御座候、古キ御系圖_に、御紋二端頭と哉らん、三端頭と哉らん御書付御座候、竹雀ハ、保山様御私_に御用被遊候御事_に御座候故、御心底_に御用不被遊候、母方之紋を家之紋_に可仕様無御座候、右御一家衆ハ、二端_に付、御一族衆者、三端_に付被申候而、二端頭三端頭_に御座候哉、此所御入國之砌之御吟味ハ、惡敷、其後改_り申候、鮎貝柴田と大町覺御座候事_に御座候間、相知可申候、

(附箋一)

御紋二端頭と申事御座候御吟味之上、三端頭_に極_り候と 御覺被遊候、古キ御系圖_も、三端頭と御座候かと御覺被遊候、御忘却被遊候間、曾而被相用間敷候品々、其元様_よて被仰進度被思召候、

(附箋二)

細川殿之紋_も、横二引兩_に御座候、細川和泉守殿御門番所之幕_よて御覽被遊候、其外高家

衆之幕かと、大方横引兩にて御座候と見え、御書院番頭荒川出羽守殿御流之かとも、同じ事よ御座候、喜連川左兵衛督殿幕も、細川殿と同じ事よ御座候、而喜連川にて御覽被成候御家中よても、大崎之鹿流かと、右同斷よ御座候、何意上中下白く二番目と四番目黒く御座候、是ガ二引兩よて、足利之紋と申候へハ、三浦殿も同じ事よ、御座候、夫故、芦名かとも、同じ事よて、御座候、赤松かとも、同じ事よて、御座候、何意王孫ハ、同じ事よ、御座候、様子よ御座候、

一家一紋

雪薄ノ紋

一御一家之鹿流ハ、御一族之通、御一族之鹿流ハ、無用と被 仰付候、就夫、段々雪薄之御紋被下候、御一家之鹿流之鹿流も、雪薄被下積よ御座候、右段々よ被下候 思召よて、御物くさく、折からも無之、不被下者數多御座候而、不同よ御座候、

一右之とけハ、せとへち、鮎貝秋保柴田かとの様よ、御一家よ被 仰付候衆ハ、自分之紋ガ御座候、小梁川大條等よ、自分之紋ハ無御座候、安房殿驛正殿之氏之様よ御座候、在名よて、小梁川大條と名乗候ハ、梁川備中とくよ御座候、夫故、紋之せんさく出申候、鹿流之鹿流迄、御紋之外紋ハ無御座候、

若又、小梁川大條かとも、養子よ被參候哉、鹽森ハ、小梁川之鹿流よて

御座候、是も養子よ被參候事よ御座候哉、鹽森村田よ、紋も見え不申候、すきと宗之字名乗^被申候得共、村田ハ、柴田之鹿流よ御座候と申説御座候、然者、養子よ被參候義よも御座候哉、一々 御覺後不被遊、昔御吟味被遊候而も、知不申候も御座候、田手も、末々之者迄紋無御座候、十文字かとを引兩を略し付見え申候、

一乍序 御意、首藤彌兵衛よ御鹿流之系圖を被仰付候、仕様殊外惡敷、御用立不申候、左様よハ御意被成兼、打込被指置候、

一乍序、先年七人之御一家と申事 御尋被遊候、態と不埒よ御挨拶被遊候、七人之御一家と申事、埒明不申事よて御座候、扱又鮎貝太郎平、宗之字名乗不申候、右之儀よ付 御尋と、御察被遊候、七人之御一家之儀ハ、不被 知召候、御家ハ被參候而、引續無懈怠名乗來被申候と、御覺被遊候、柴田後、古外記一代名乗不申候、内藏よ名乗候様よ被 仰付候、乍序御意御座候、小梁川鹽森村田大條かとも、代々名乗來申候、

支流系圖

七人ノ御
一家トイ
フ事

一御紋之事、二端は引兩御座候哉、三端は御座候哉、御忘却被遊候、御一家御一族衆始、前之まゝ、よて、直し不申候も御座候と、御覺被遊候、

右之品々、御遠慮あり、永代埒もかく罷成候間、右京紋之序を能事よ、御意御座候、

一先年御奉行衆は、御意よ、御家中引兩、二端頭横引兩ふと、て用、御入國以後、改而被仰出候得共、遠慮仕候者も有之、やとて用申候者も御座候、數年被、仰出度被思召候得共、御家之御紋は、御拜領之引兩は御座候、源氏之家よ付用來候引兩無用と御座候儀、御遠慮よ被思召候と御意御座候へ、御奉行衆被申上候へ、其段其家よ付被、召出候衆者、用候様よ被、仰付、其家を不申立御奉公よ出候分へ、何不と高家よても、被相止可然と被申上候付、一段、御尤よ被思召候と、御決定御座候而、被、仰出迄よて、御見合被成、御延引よ御座候、此段後、序よ御意御座候、

ぞとへハ横尾多門ふと、二端頭と哉らん付申候、横尾半之丞ふと、横尾共數多付申候、半之丞近年ちうひ棒よ仕候、是ハ横尾金右衛門先祖、御家よて拜領之引兩を、やとて鹿流迄付するみ之御座候、不苦と存候而、付申候事よ御座候、

是ハ、御紋之事半途よ被遊、永代不埒よ御座候間、御耳よ被立置候御挨拶ハ指而入不申候、然共前よ書付候通、様子被爲、聞、被差置度義共も御座候由、御意御座候、且又、段々被下候者後、可有御座事よ御座候間、旁以被爲、聞度被思召候由、御意御座候、藤澤源兵衛鮎貝次郎平ハ、引兩を付候様よ被、仰付候と、御覺被遊候、外記方鹿流之時分如何候哉と、御意御座候、

以上

七月廿八日

木村久馬(尙賢)

鮎貝兵庫殿

柴田外記殿
大町將監殿
但木志摩殿

猶々、相窺、齋藤四郎右衛門、爲調申候、以上、

二一九四 木村尙賢添書

私自分、申達候、右京儀、付而之、御意、よてハ、御座有間敷と奉存候、御紋之事、御部屋之御時分、御咄、よも不被遊候と、御意、御座候間、与風ハ、御意被成惡、御座候故、右京事を御かこはけ、御意、よて可有御座と奉存候、爲御心得申達候、本番此書付共、火中被成度奉存候、
以上

七月廿八日

木村久馬

綱村ノ家
紋詮議

役人ノ推
舉

鮎兵庫様
柴外記様
大將監様
但志摩様

二一九五 柴田宗意存寄書

○コノ外、奉行小梁川宗敬、大條宗快、黒木宗信、佐々定隆ヨリ、綱村ニ出セルモノ、各一通アリ、今省略ニ從フ、

御鷹匠組頭

本名九左衛門

御近習御目付

木幡作右衛門

橋本左太夫

御目付

横尾八郎左衛門

片平五郎兵衛

右、何も相應之御役目様ニも不奉存候へとも、此外存寄之衆當分無御座候、

柴田中務

宗意(花押)

八月廿五日

上

二一九六 佐々定隆書狀

(端裏ウハ書)

御奥小性衆

佐々下總

淨眼院平井湯取寄セテ入浴ス

御袋様ニ而爲御養生、當夏平井之湯御取寄、被爲入候處、御快御覺被成候頃日者濕氣故う、少々御機重ニ御座候間、又候哉右之湯御取寄、此度者淺府御屋敷ニ而、御心廣被爲入御覽被成度被思召候條、右之趣、柴田中務ニ

談仕、兩殿様へ申上、苦ヶ間敷儀ニ候ハ、若殿様へも申上候様ニ、中務

ニ可申聞由、頃日被仰付候間、中務ニ御願之趣申聞候へハ、御養生之御事

ニ候條、御尤ニ奉存、若殿様ニ相達 御耳候處、御願之段御尤ニ被思召候

間、御前様ニ而御同意ニ被思食候ハ、何時成共御出被成候様ニ可申

上由御意ニ候旨、今日中務所へ申遣候間、右之趣御袋様へ申上候處ニ、以

御序而、御前様ニ、右御願之趣被相達 御耳度被思召候由被仰付候條、

相達 御耳申候、御出被成儀ニ御座候ハ、寒前ニ當月十日過ニも御出

被成度由被仰候、此等之趣以御序、御前可然様ニ可被申上候、以上、

九月八日

二一九七 伊達宗齋書狀

(糊封ウハ書)

(封目)

封

奥州様

伊達紀伊守

伊達宗純
ヲ致仕セ
シメント
ノ議

(伊達宗純)
宮内少義長病之處、去冬時分々短氣罷成、近習之者共氣遣申程之儀、折々在之、頃日者申儀も前後仕義多御座候間、不斗不都合之儀も御座候而ハ、不可然候間、片時も早ク隱居願被申上候様ニ仕度由、尾田五左衛門恆川儀左衛門申ニ付、尤ニ存、寂前ハ急ニ相談仕、御老中へ申達可然奉存候處、本書之通、先少々延引之趣御座候、以上、

三月廿一日

(宗實)
伊達紀伊守

奥州様

三二九八 伊達綱宗覺書寫

(包紙ウハ書)

品川様

御鼓之御書付之寫二枚

覺

小鼓筒

一小鼓筒之事、何十何百挺よても、内のほまり申候ハよき音出申まゝ候、

丁口

一てう口のまら置ニ、様々口傳有之候、大うまむうの名作之筒ども、丁口平ニ在之候、其品ハ、古ハ厚キ革をうり用申候故、あつ革ハまねてくるま不申、れつ音も中音のやうある事よて、とろく革をりめよて候故、てう口も夫ニ應候て、平ニ作申候事りとれもそれ候、ま、今も、厚キ革好申候打手と、うすかハこのま申候打手と在之候、然ともものふをやいニより、れあうち手ニても、厚キ革うすき革用ちうひ可在之候、あへて弟子ともハちとあつきうハうち申候、是ハ鼓の數持不申候故也、又筒のうちくほろき候ても、丁口あらく候ハかり不申、縦一通りかり候ても、一夜よも音かき定り不申候、又丁口ノあかりかとくく候ハ、かハ破申候、とろくニ丁口ハ大切の所よて候、古小左衛門ハ、あつ革もうすうハも用申候、中小左衛門ハ、うす革好申候、清五郎も、中小左衛門ニ同前也、然とも病者ニ候間、希く一丁物かとニハ、かハの厚薄違有之も不存候、

小兵衛ハ、我等存不申候、

新九郎ハ、あつ革好申候、

長右衛門ハ、うすうハうち申候、

清次郎も、うす革好申候、是ハ大ウ上より御預ケノ御鼓也、今ほとハ

新九郎預リ申ウも不存候、

小鼓革仕掛様

小鼓革仕掛様

一 うすきウハニハ、裏そり大キめニ、厚キ革ニハ、裏張小キメニいこし申候、

一 いうすとよく揃申候革ニても、少ハ一方うすく無之事あり、其うすきヲ打ウハニ用、厚めあるヲうら革ニ用、うらそりハ同大サよて、打ウハをもあつく、後革ノうらそりハ、打ウハよりハうすくすり申候、是よてはりあひよく御さ候、若兩革ともニれかゝやうよて、めき、ニ不及ハ、うらの方よすゆひよてをく出く見候へハ、いつうとニても、かハのよ

ハき方知申候、其よハきヲ打カハニ用申候、

一 うらそりハ、白革ノ少きめはまり申候所能候、二つれかゝやうニをさミ候て切廻シ、うらの方のふちヲ、よくきれ申候小刀ニてうすめ、餅のまよてそり申候、但革のれもてへはりハ付申候、はり加減、れかゝ付様ニ口傳有之、のりハ少かよめあるヲ急と付、ある程こき取候て張申候、少もはりのよほり在之候へハ、ひ申候以後、れもてよ見え申候、雨ふりウ、革ニ少ニてもまめり氣在之時そり申候革ハ、後あゝく候、縦くよひれ候ウハヲそつし、表分水ヲ引かといこし申候節も、かハよくひきり申候以後、うらそりかとハ直シ申候、惣ノ鼓のハハ、うらよりまめし申候事嫌申候、ほし申候ニも、小鼓ハ火氣天火もあゝく候、風ハ能候、

一 うらそりありあハせ申ニハ、れもてへ紙ヲ付、段々幾重も付候て、音ヲよめし申候、打方ノあつく聞へ申候ハ、其方ノ紙ヲ取、又後革厚ク聞え

申候へハ、其方ノカミヲ取、是ニミヤあつき時ハれつよく、カンあし、
 薄時ハかんよく、れつあしき物也、是第一ノさんれん也、百度も紙ヲ付
 又取、其紙ノ付次第ニ、うらそりノ革ヲれほくもすくかくもすり申候、
 大うさハ摺過し申候、其加減干用也、右ふり申候内紙ヲ付申候跡、ま
 めまのひ不申候うちニ、つよくまめ申候へハ、以後革さるみ申て、右ま
 めり申候所計くほえ、あしき音出申候、惣ノかハまめり申候時、はよく
 まめをき申候へハ、かハくさひれ、用立不申候、

一夏冬よてかハのまうけちうひ申候、夏はうらそりすく、冬はうら張
 あはく、則人のおまやうの様よて能御さ候、

此度遣申候鼓、古作之筒にてハ無之候、阿波作ノ筒にて御座候、此筒つ
 きハ中小左衛門よて清五郎迄取立之筒つき、則高山惣兵衛兄よて候、
 古小左衛門取立ノ筒つきニハ、彌助名仁ニ候へハ、不限近代、阿波作ノ
 筒ほと快音ノ出申候ハ無之様ニ候、實と音も能、ねやすく在之も勿論

ニ存候、内の恰合、丁口のまら置、無殘所候、是ハ段々古作ノ惡キ所ヤヲ
 名仁ともニ聞置、得指南申候故にて可有之候、古作名之筒とも、如何程
 自滿よて持申者有之とも、此阿波作ノ筒ほと音ハ能有之ましく候、さ
 へく古キ筒ニあり申も有之候へとも、皆直し申候筒にて、根本作之
 まよて宜ハ、世間希ニ可有之候、大略古作ニも、小ふりにてうちくつ
 ろき候へハ、音ハ出申候へとも、寸法をつれ申候、

長八寸四分

口さしわさし三寸四分ノうち

是定りの寸法にて候、或人ニハ、音さへよく候へハ、古作ノ筒ヲほめ候
 へとも、小若衆杯ノ用物にて、實ハ寸のをつれ申候ハ、ほめ申ニ無之候、
 然時ハ何方も調候筒ハ希ある儀ニ候、此阿波作ノ筒共、後くハ寶ニ
 かり可申候、誰人自滿候とも、無得心、古キ筒杯調申義、必々無用ニ存
 候、先々以來いうほと筒とも一覽可在之候キ、我等申ニ違有之う、さ

めく覺可有之候、如此古キ筒も我等若年か持申候へとも、一ツも用立不申候、かくさきこ爲一覽之遣申候、若此阿波作か古キニよく御さ候望ニ候ハ、大うさあるハ持申候、又重而遣も可致候、夫も寸ハ不足ニて、とろくくまき急けつううニても、何様ニも音ハ阿波迄き申候筒かと快無之候、阿波筒ハ右之品ニカ、何丁ニても音ハよく可有之候、右ハかくさきこのさめ、覺申候通書付申候、眞之事ハ存不申候、役者ともノ内へ尋見可申候、されとも大うさハちうひ申まききうと存候以上、

正月七日

二一九九 牧野成貞書狀

昨日者貴札忝拜見仕候、二ノ丸へ御供ニ罷越、及暮罷歸候故、不能貴報候如仰、今度御首尾能御暇出、色々御拜領、有難思召候由、御尤ニ奉存候、何角不得貴意、御殘多奉存候、天氣能今日御發足被成候由、一段之御儀ニ奉

網村下國ハノ暇ヲ賜

存候、美濃守殿へ御噂申候儀、御滿悅之段、承知仕候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

牧野備後守

四月廿二日

成貞(花押)

松平陸奥守様

貴報

IIIIOO 牧野成貞書狀

牧野備後守

松平陸奥守様

御報

成貞

(端裏内封ウハ書)

猶々、彌御息災之由、珍重存候、少御用之儀候故、他筆以及御報候以上、

貴札致拜見候、如仰 公方様御機嫌能、御表被遊 出御、御同意恐悅奉存候、然者御參府已後、不懸御目候付、御出被成度由、來月九日朝五半比御出可被成候、恐惶謹言、

網村ノ成貞訪問

四月廿八日

成貞(花押)

三三〇一 牧野成貞書狀

(端裏内封ウハ書)

牧野備後守

松平陸奥守様

貴報

成貞

猶々、思召より被仰聞、御紙面之通り、不殘、別而忝存事候、以上、

昨日者貴札忝致拜見候、其刻罷出、夜ニ入罷歸、不能御報候、彌御息災ニ御座候由、目出珍重奉存候、將又、御宅へ可被召寄之旨、忝奉存候、併何方へも不罷越候間、御免可被下候、如何様折を以致伺公、可得貴意候、恐惶謹言、

八月廿三日

成貞(花押)

成貞網村ノ招請ヲ謝ス

三三〇二 牧野成貞書狀

(端裏ウハ書)

牧野備後守

稻美濃守様

網村熊膽ヲ將軍ニ獻ズ

御手札拜見仕候、然者先刻御物語仕候熊之膽、松平陸奥守殿方ニツ分御上ケ、則請取申候、明日御披露可申上候、大形是ニ而、最早入申間敷奉存候、以上、

十一月十九日

三三〇三 仁讓院網宗女消息

(糊封ウハ書)

十月十八日

大えさ 老ん物殿

露

きよ

猶く、こゝもとニても、かむりなり、御事も御さふく、そく才の事ニ御さ候より申上なり、御心やそく覺しめさせられ候やうニ、申上さくそんりなり、めてさくとし、

御禮のこめ、飛きやくにて申上り、此ほとと、御意と仰られ、御こぬりの

網村眞鴨ヲ清姫ニ贈ル

松陸奥守様

人々御中

稻葉丹後守

以別紙致啓上候、頃日堀田筑前守(正後)へ致對話候所、貴様御用老中之内御頼

候方無之候、筑前守ハ細成公用御免付、品ニテ筑前方へ被仰遣候而も、難

申出義も御座候、老中之内御頼之様ニ、私(阿部正武)在江戸中ニ申入尤之由被申候、

就夫豊後殿可然哉と、私申候得者、一段可宜と挨拶ニ御座候間、早々以御

使札、豊後殿へ御頼被成度思召候、委細者丹後守方へ申越候間、頼入思召

之由、被仰遣可然存候、右之段美濃守ニも申聞候所、去夏當春も貴様美濃

守へ御物語之様子、私へ申聞、とろく御頼被成候老中有之義、御爲ニ能御

座候旨申候付、旁如此御座候、恐惶謹言、

六月九日

稻葉丹後守

正(花押)

松陸奥守様

人々御中

堀田正俊
細事ニ與
カラズ
正往阿部
正武ヲ推
薦シ綱村
ニ

二二〇六 伊達綱村書狀

○コノ文書ハ、綱宗ニ宛テタルモノナリ、

望月能

御使被下置、御意之趣奉承知候、御機嫌不被爲替被成御座之旨被仰下、恐

悅仕候、望月御能之儀、八右衛門清太夫ヨ申聞、致吟味、兩人之内指上可申

と申上候ニ付、昨日夕も被遊御待候之由被仰下候、昨日兩人呼候而申聞

候、被遊候ニハ別條御座有間敷と申上候、笛吹之儀、五郎兵衛善兵衛ニ吟

味可仕と申候ニ付、罷歸吟味仕、罷出申上候様ニと申付候、吟味仕候品、私

ニ未申聞候、今朝拙者失念仕不相尋候、定而心得違、緩々との事と存、昨晚

今朝ニも私方へも不申聞候と奉存候、只今呼ニ遣一申候、相尋様子可申

上候、私儀今日晝比本所へ罷出、先刻罷歸候、材木之儀首尾能相濟、御普請

とろ少可參と、何後大慶仕候、以上、

三月十九日

松平陸奥守

本所屋敷
ノ普請敷

二三〇七 伊達綱村書狀

(端裏ウハ書)

米倉清太夫殿

松平陸奥守

以手紙奉言上候、先刻之儀、八右衛門清太夫相尋候へハ、心得違候ニ而ハ、無御座、承合候儀、埒明不申、延引仕候ニ而御座候、甚五郎よてハ指つらへ可申趣ニ御座候、勘七よ被遊ニ而可有御座候、彌とくと承合、明日兩人之内罷出、申上ニ而可有御座候、此旨宜被申上候、已上、

三月十九日

二三〇八 伊達綱村書狀

(包紙ウハ書)

一 本穀三千石ニ相増申無心書狀之返答

(糊封ウハ書)

(封目)

「封」

御用之御受

高泉筑後殿

松平陸奥守

綱村綱宗ノ費用ヲ増ス

七日之御自筆御書十二日相届、謹拜見仕候、段々寒強候得共、御機嫌能被爲成御座之旨、追々承知、恐悅奉存候、上屋敷始何_様無事之段被仰下、忝大慶奉存候、然者御遣方之儀付、委細段々被仰下趣奉承知、則奉行共申聞候、御尤奉存候、指上可申由申上候、當年差上候儀者、何共仕みくき品ニ御座候、乍去、少成共成次第指上可申由申上候、委細者奉行共可申上候、此等之趣宜被申上候、恐々謹言、

十一月十三日

高泉筑後殿

松平陸奥守

綱村(花押)

猶々御手支之段被仰下候間、御請之程、無御心元可被思召と、早々申上候、私無事罷在候、以上、

二三〇九 伊達綱村書狀

淨眼院
正忌

御狀致披見候、品川樣益御機嫌能被成御座之旨、恐悅御同意之事候、如承意、去四日、淨眼院殿御正忌、城中御供養、參詣御法事等首尾好御座候、奥方貴殿彌御無異之由、悅入候、我等彌堅固候間、可御心安候、恐々謹言、

左中將

綱村

二月十一日

越前守殿

御返事

三三〇

伊達綱村書狀

猶々、珍重候以上

卯日ノ祝儀
龍ノ具足ヲ飾ル

御使札致披見候、如承意、卯日之御祝儀目出度存候、品川樣益御機嫌能被成御座旨、追々承知、恐悅奉存候、十日ニ者、申付候龍具足始而御節、首尾能御祝儀御調、御大慶之旨、珍重之事候、爰許ニ後首尾能祝儀相調候、依之爲御祝儀、目錄之通給之、幾久祝入候、奥方貴殿御無異之旨、悅入候、我

等堅固候間、可御心安候、恐々謹言、

左中將

綱村

二月十六日

越前守殿

御返事

三三一 伊達綱村書狀

去朔日之御狀致披見候、如承意、御祝儀目出度存候、公方樣益御機嫌能被爲成御座、如例月次之御禮被爲、請之旨、恐悅御同意奉存候、貴殿朔日登、城、御禮被御申上之旨、珍重存候、品川樣益御機嫌能被成御座之旨、追々承知仕、恐悅之至奉存候、奥方貴殿御無異之由、悅入候、我等彌堅固旅行、今朝氏家ニ而朝食給、四つ過發足、宇都宮^(希賢)九つ半過着、致晝休候、小山可致一宿^(希文)と存候、朔日晚田邊喜右衛門長屋^(希賢)に御越、大學講釋御聞、歌之會杯有之候、子共喜七郎始而目見御申付候之由、委細示給、悅入候、且

吉村田邊
希賢ノ長
屋ニ臨ミ
大學ノ講
釋ヲ聽ク

綱村入部

又、兼題當座之歌共、并節之書付被差越、一覽入御念事候、恐々謹言、

左中將

綱村

卯月五日

越前守殿

御返事

三三三三 伊達綱村覺書狀

覺

後藤八之進

川田五右衛門

不届有之、小納戸召放候、道中御當地よても、殊外精出候、如元小納戸可申付と存候、輕々敷如何之様ニ思召候事可有之候、さしてもあき事よ小納戸召放候も、不可然と思召義も可有之候、不届有之候を、不苦と申事ハ、善惡之差別もかく難成候、精出候を見ぬ顔いさ候も難成候、と

綱村家臣
ノ復役ニ
就テ吉村
ニ詢ル

出精者ヲ
奨勵ス

かく賞罰共ニときといさ不申候てハ難成候、奉行かとも合點よて可有之候へ共、越前殿よも不可然と思召候事可有之と存候、取とけ五右衛門越前殿之方之者よて候故、如斯申候、賞ハ賞シ候共、召放候小納戸ニ申付候事、不人物と思召候ハ、道中此方共ニ精出相務候とて、銀子五枚宛爲取、いつもの分ニ指置可申候、手水番かと申付候て、小納戸よ申付候ハあしく候、能事も無之候へ共、段々宥メ候て申付候みも、さやうが能候、不届ハ不届、能務候も能務候とわり候てよく候、右之通故、一向ほうび計ハ能御座候、且又横尾半之丞かるととく、日比務方あき者よても、相改、人並より精出候ハ、能申付候て能候、况元來惡キ務よても無之、不届之事仕出シ候故之事よて候、扱又少計精出候とて、もや能と申候ハあしく、久敷能候ハ、能と申候て尤と思召事可有之候、一精出候を、其通ニ致候へハ、ぬけ候て、永クハ精出兼候事よて候、早速褒美もいさ候へハ、段々きほひ申候、御了簡次第可申付候、以上、

卯月十六日

越前守殿

三三三 伊達綱村書狀

猶々、今日者、吉之助殿元服申付候、目出度存候、委細者奉行共可申上候、助三郎殿要害地遣候禮請申候、爰元先日雨晴候以後、日々度々時雨申候、段々紅葉ニ而候、天氣之様子等、奥にも姫君にも御咄可給候、以上、

一筆申入候、今日之御祝儀目出度存候、品川様益御機嫌能被成御座之旨、追々致承知、恐悅奉存候、奥方貴殿二方無異候半々、悅申事候、先頃田邊喜右衛門罷下候節者、御口上、殊御肴贈給、忝存候、乍序禮申入候、其元様子委細承之、悅入候、當地無別條、我等彌堅固候間、可御心安候、恐々謹言、

左中將

九月朔日

綱村

越前守殿

三三四 伊達綱村書狀

一筆申入候、品川様益御機嫌能被為成御座、恐悅奉存候、奥方貴殿二方無異候半々、悅入候、然者當夏、久我殿御禮被仰上候使者石川飛驒守儀、豐後守殿丹後守殿殊外御心遣ひ而、御取持被成、御同役中も御心遣之由ニ御座候、御禮ニ者及申間敷候、豐後守殿ハ、急度さく吉益彦太郎申上候ハ、各別之御事候、丹後守殿ハ者思召次第、私ハ可申達由、久我殿ハ申達候處、御取持之段、委細飛驒守儀罷登申上候付、御自分迄ハ、御兩所ハ御挨拶御頼候由、被仰越候得共、猶更丹後守殿ハ者、我等方々後申達候様ニ被成度候、豐後守殿ハ之儀者、無屹度吉益就宣方ハ被仰遣由、頃日御返書ニ被仰越候、彌貴殿にも被仰越、寂早豐後守殿丹後守殿ハ被御申達候哉、我等方々後、丹後守殿ハ、別紙之通、以書狀申達事候、當地無別條、我

久我通誠ノ禮使

等彌堅固候間、可御心安候、恐々謹言、

左中將

九月十日

綱村

越前守殿

二二一五 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)

陸奥守殿

綱村

吉村參觀

爲廿一日發駕、珍重存候、大河原越河兩夜之宿へ、參懸次第指上候様よと申付、飛脚指下、二種進之候、御無異發駕、機嫌好旅行之左右聞度候、貞樹院殘多可被存候、傳言申候段、御申越可給候、千五郎も殘多う候哉、傳言申候、愚老姫君姫共、一同よ待申候而悅候、無程着、久々ニ而御目見可被申上、恐悅同意、次何後久々よて逢可申と、悅同前候、

綱村ノ和歌

末乃松まつようれしく改玉老年比とせもこえくと波
筆よまうせ候、恐々謹言、

正月十五日

綱村

陸奥守殿

二二一六 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)

陸奥守殿

綱村

法橋了瑄爲御登、御口上自筆之御狀、委細示給、了瑄よも御様子具聞候而、致満足候、六日之御自筆も先達届、色々給、令大悅候、
一御機嫌能、十五日御禮被爲 請候、御左右迄奉承知候、恐悅同意奉存候、
一貴殿打續御堅固、段々祝儀御調候由、野始之様子、鷹野之様子等も、あら

まゝ了瑄に聞申候、鳥あらく候よし、寄様旁よて一入あらく候はん、と、
樽申候、

名取ノ大
根ト芹

披根魚
山川酒

一大根之事悦申候、名取之大根殊外宜候、芹も前々よて名取のハよろしく候て、鷹野よ出候時分、即賞味いさく、我等齒き、うも、惣而給兼候、今度も少致賞味候、宜候、披根魚給候、殊外宜敷候、山川酒うけ候て、焼不申くれ申候、殊外宜候キ、毎度御念比よ被御申聞、色々給、令満悦候、貞樹院よても大根くまられ、悦申候、宜御申可給候、其節御念比よ被申聞、悦申候、

一詠草會始前よ届候、大悦此事候、氣遣よ存候キ、兼郁へも添削之事御申越候由、悦申候、進藤刑部太輔茶碗、機嫌よと、一段之夏と悦申候、

富田帶刀
秋保右京
等ノ加増

一用始も首尾能候由、珍重、富田帶刀加増御申付、致満悦候、於御當地、秋保右京始加増等御申付、大悦難謝候、右京事、我等満足之至候、禮申入候へ共、猶更申進候、

吉村夫人
紋付ノ小
袖ヲ右京
ニ賜フ

一今日、右京やうく年始之御禮よ參候、姫君御念比よ被仰候而、自分紋之小袖被仰付被下、忝仕合候、我等へ御志、致満足候、禮申進候へ共、猶更とのミ申候、

一御あんよて、御念比忝由、くれくれ被申越、宜申進旨、被申越候、殊外忝かこよて候、

一十五日よ左右申進候以後、十七日拜月待も月よろしく、首尾能仕候、年始致大悦候、十八日晚、甲田木工允吉田祥雲、横尾金右衛門、佐藤理圓、鹽屋自謙、茶湯いさ候、十九日晚、横尾金右衛門於久馬長屋料理上申候、古内孫十郎難有仕合、一入恐悦仕候、樽申候、了瑄も能時節着候而悦候、金右衛門仕合候、相伴久馬右京遊佐次郎左衛門福井玄効、波多反求、茶之時甲田木工允安達雲齋加候、道竿ハ縁者勝手ニ候、茶之時小座敷へ出候、良覺院勝手へ詰候筈之處、今日老、年始之藏王權現縁日故、不參候、祈禱用よハ屋形へ御出候、料理も出來、首尾よく候、慰申候、何れ忝仕合

之時節、金右衛門一入悦申候、
一近日連歌催可申、致大悦候、

一爰元于今餘寒、御座候十六日ハ以外之寒氣候、梅段々咲申候、柳少青
之申候、尙追々可申入候、恐々謹言、

正月十九日

綱村

陸奥守殿

買始
猶々買始ヨも随分よろゝき物調申候、御參勤待申候、舊冬之道具共、彌見
け、悦申候以上、

二三二七 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)

陸奥守殿

綱村

吉村參觀

今日之可爲發駕、珍重存候、無事旅行之様子爲可承、飛脚進之候、先以

出發ノ日
綱村ノ祈
禱ト修法
發駕祝ノ
茶湯

公方様少々御不例、爲御保養、十五日御表に出 御不被遊候付、乍恐氣
遣奉存候處、御輕御夏よろゝ、段々御快御座被成之由承知仕、恐悦同意奉
存候、遠方ニ而ハ、一入氣遣可被奉存候、次貴殿無事旅行之様子、具承度
候、姫君姫達無別條、下總守殿奥も息災、十九日ヨも姫君へ被參、緩々被
慰候由、今日も姫君より被御申聞候、いつもく姫君ヨも親切よろゝ、不
大形悦申候、御着候ハ、能々御直談可給候、愚老機嫌能候、春も大りこ
日々さむく候て、爐をそゝかき、まろく庭へも出か候、昨日ハ少
長閑よろゝ、上之家へ出、富田帶刀茶辨當よろゝ、茶振廻候、宮内息災よて、
毎日出申候、今日ハ發駕故、致祈禱拜仕候、良覺院修法候、晚ハ發駕之祝
なうら、舊冬給候口切之茶六疊敷よて披、宮内右京富田帶刀芝多文九
郎大島三設澁谷順安相伴申付候、茶之時、桑名十右衛門丹野權兵衛加
候、茶之風味も能候、子籠鮭、とてももの事ヨ茶之時披可申と、指置候故、
風味替候ハんと存候處、殊之外風味よく、惣而當年之子籠を風味よ

く御座候、幾久祝申候、右京足之痛よ不と能候間、當月中久々ニ而長屋
へ參候ハんと申候、悅申候、御參勤之時分痛不申、務候様ニ仕度候、文九
郎此間風を引候之處、快、今日出申候、様子能候て悅申候、

一御茶并兩種進候、御室燒之新茶入へ茶を入申候、先比給候茶辨當、天氣
見合、相伴ふとも有之候庭ニ而、披候ハんと存候、押付御着、御目見被
申上候ハんと、恐悅同意奉存候、何後久々ニ而逢候ハんと待入候、姫君
へも御尊申候而、悅申候、恐々謹言、

正月廿二日

綱村

陸奥守殿

らる

追啓、鳳山和尚、太子ノ眞御書候而被遣、殊外忝々、其外珍菓御取そ
ろへ給候とて、禮被申聞候廿二日ヨも候間、幸と早速申進候也、

三二一八 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)

陸奥守殿

御返事

綱村

仙臺發駕大河原驛一宿付、彼地よこ飛札細書、令滿悅候、在國中堅固、殊
久々休息被 仰付、參勤發駕、難有恐悅同意奉存候、道中無事、押付上
着、久々よて御目見可被申上、恐悅同意奉存候、何後久々よて逢可申、待
居候、

一廿二日五時前發駕候、朝々殊外長閑よて候由、一段之事、發駕如例、安房
殿宅へ御寄、御祝候由、旁珍重、中田よこそろく雪氣ニ成候處、岩沼へ
御着候而ハ、又晴長閑候、古内主膳館へ九時過御着、緩々御祝、大河原迄
步行よて、近所鷹遣鉄炮打、暮ヨ御着、勝負も少々有之候、仙臺方よこ
ハ、鳥思召之外少候由、達者ニ御慰、珍重、鳥惣而仙臺方よりハ其邊少有
之候、

此方々之飛脚大河原へ居候由
一貞樹院并千五郎へ傳言申候、即晚被御申遣候由、貞樹院殘多可被存と

吉村ノ參
觀

申進候、肥州も被供候故、余程殘多様子之由、尤候、千五郎殘多り候哉
と申進候、具に御申越候、いうさぬさやうよ可有之候、此方よこ之飛札
之御返支也、大河原よこハ飛脚も被指登候條、翌晚歟翌々晚、御返事候
て、様子可被御申聞と、飛脚之者被召連候よし、令滿悅候、歌も御覽候よ
し、悅入候、

一 姫君姫達無事、愚老堅固候、廿五日ハ拜いとし、晚ハ良覺院芝多文九郎
伊東十左衛門米倉清太夫よ茶湯いとし候、文九郎久々ニ而登候、別而
茶振廻申度候へ共、何彼と指支可申候間、一つよ振舞候由申候、今廿六
日也秋保右京方へ年始、舊冬列宜敷御申付、永代召出之格御申付候祝
義旁相越祝申候、足之痛、先達方よほと快候へ共、さうやきへ出來物有
之候故、少々延引、快久々よて參祝候而、不大形悦喜候、久々よて、よほ
との雨よ候、今朝ハ暖よ候處、殊外さむく成申候、相伴宮内良覺院富田
帶刀芝多文九郎大島三設澁谷順安、茶ハ圍よ立、かさり等物すき殊

秋保右京
ヲ永代召
出格トス

外出來申候、砂物もいつも自身仕候、今日ハわだて出來申候、岡道順ち
よつと勝手へ參候、桑名十右衛門ハ、夜中ハ氣色惡敷、不參候、右京へ祝
候而弓立、母へさあや三卷遣候、且又久々よて參候付、一休和尚梅自畫
讚春慶かいさ茶入遣候、殊外秘藏之物候、母へさらさ染小袖二ツ遣候、
又去夏遣候自作二重筒歌書付とめ候を、今日直よ渡候、姫君方御着被
下、忝次第候、爰元之様子、追々可申入候、恐々謹言、

正月廿六日

綱村

陸奥守殿

御返事

三二一九 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)

陸奥守殿

御返事

綱村

二月七日兩通御自筆之細書、具令披見候、參勤時節伺之使者被登候由、于今被 仰出御左右不承候、何とそ早く被登候様、被 仰出候へり
一と被存候由、早く懸御目度候得共、久々在江戸之事、其元休息之間も
かく、貞樹院も緩々在國之様、被仕度候はん間、早くとも御挨拶申兼
候、

一彌御無異、奥筋よ、歸城之由、色々給、悦申候、珍重存候、即十六日夜食

よ賞味、悦候、相伴了瑄甲田木工允遊佐二郎左衛門雲齋申付候、下ヲ大島

三設寶道院自謙大河内源太夫高平彦兵衛伊東十左衛門横山三郎兵衛
よいよ、うせ、久馬右京少々氣色惡敷候故、宿へ遣候、

一十三日天氣能候故、御造之茶屋よめよ、可申と、申付候處、打曇候、
めよ、即入候而、小座敷ニ而茶給候、皆煩留守かよ、右京玄効相
伴、其内三設寶道院雲齋歸候、自謙ハよめよ、出候、十四日ハ桂林和
尚被參、終日出會候、碧岩被講候、久馬右京木工允二郎左衛門玄効道竿

雲齋等出候、了瑄反求ハ煩ニ候、十五日晚ハ、二疊敷よて木工允十左衛
門自謙茶振舞候、十六日晚ハ了瑄彦兵衛道竿よ茶振舞候、十七日ハ、良
覺院へ暇遣候、如例神拜等、月待も仕候、十八日晚ハ、小座敷よてめよ給
候、十九日ハ、拜いよ、四ツ半過よ、舊冬了瑄下りを待候連歌興行候、
十三日晚ハ、雨氣よ見へ候處、十四日快晴、桂林和尚よぬく被參候よ、
存まよ、庭もよせ申候、十六日晚十七日晚雨よて候、只今紅梅盛、又過
候も御座候、糸櫻ひがん櫻桃も咲出、中々柳櫻をこきませ、見事よ御座
候、

一一々御挨拶ハ不申候、此方様子書進度候處、正月右筆共煩候而、跡へさ
がり候故、折々書付候而進候、恐々謹言、

二月十九日

綱村

陸奥守殿

御返事

二三三〇 伊達綱村書狀
(糊封ウハ書)

陸奥守殿

御返事

綱村

(綱宗)
木造始

雄山公御廟御木造始首尾能調候由示給、同意奉存候、天氣も能候而調候由、一段之御夏存候、恐々謹言、

三月四日

綱村

陸奥守殿

御返事

二三三一 伊達綱村書狀
(糊封ウハ書)

仙臺少將殿

綱村

品川彌御機嫌能被成御座之由、追々承大慶御同意奉存候、貴殿御堅固、近日御發駕、無程可懸御目、大悅存候、姫君御姫無事、我等無別條候、手之痛少々快候、可御心安候、然者給候御作之筒茶杓、今朝披、淺井隼人并良濟へ致茶湯候、早川勘解由芝多文九郎相加候、一入宜敷存候而、致大慶候、幾久目出度存候、此段爲可申入、如此御座候、晝ハ上之庭花爲見候半と申候處、雨氣よ候、乍去隼人參候事も不自由候間、座敷よ爲見、晚之食辨當振舞候、雨間候而、庭へ出候半と申候へハ、又降出候へ共、少候故、隼人ハ庭へ出候て見申候、

一十五日、上之庭花少々前方ニ候へ共、金須藏人參候様よと申、山崎宗祐同道參、花見いよ候、初盛よて候、去年申付候けんとな辨當披、去々年調候よりこ、近習向側向之者共よ爲給、慰申候、相伴ハ、藏人勘解由宗祐良濟上郡山三七郎芝多文九良玄効意安よて候、茂庭右近佐藤權右衛門郡山七左衛門小原吉兵衛横尾金右衛門岡本十四郎等よりこへ申

連歌興行

候、其外もよへ申候、十四日晚方々雨之處、晴候而慰申候、十六日ハ、芝多文九郎長屋へ始而參候、茶もよくて候、連歌興行五十句出來申候、連衆、發句我等、脇文九郎、第三勘解由、大町刑部勝手へ參候、申上氏家養安被遣候桑名松雲、小泉意安、小原吉兵衛ニ而候、執筆今田權之介、さて鴛田軍八郎も手傳申候、文九郎連歌殊外上り、相手ニ成申候、惣而執筆共、誰彼よく仕候、相伴ハ、刑部勘解由原運之丞上郡山三七郎松雲よて候、意安も腹合あしく足いとも、惣而相伴希々よ候、後段文九郎茂庭右近も相伴候、運之丞ハ頭痛いとも、漸參候而、暮よ歸し申候、良濟ハ疝氣發、不參候、將監事少怪我いとも、用之時計漸出申候、あふさき事ニ候處ニ、存之外よく御座候、高平喜三郎氣色少ハ快方之由よて、悅申候、一先日南風よて、俄よあつく御座候處、又々さむく、小袖三着候、さくら惣躰不出來ニ御座候、此狀、道中ニ而御覽と存候、國元奉行衆、主計喜右衛門芝多豊前へさうせ申度候、恐々謹言、

三月十八日

綱村

陸奥守殿

追啓、昨夜之月殊外よく御座候、

綱村ノ發句

發句共書付候、

熊谷齋興行

花をこん老木幾春家さくら

綱村

氏家養安興行

幾春もよめ年波桃のあこ

芝多文九郎興行

鳴雉子千代の聲あこ小松えら

花見
咲や花ちらぬや心えるの庭

二二三三三三 伊達綱村書狀

(端裏内封ウハ書)

陸奥守殿

綱村

廿七日彌御出候様よと存候、相伴要人縫殿助兼郁可敬被召連候様よと存候、爰元様子存候間、舍人御供よ先へ參候様よと存候、廿八日廿九日之

内、外記へ茶湯仕度候、其節望月内記大島四郎左衛門へ振舞可申候、此段も御申付候様よ仕度候、恐々謹言、

三月廿三日

綱村

二二三三 伊達綱村書狀

猶々、猪苗代兼郁方_レ之儀御申越、被入御念事候、以上、

吉村參觀

去廿六日兩通之御狀、致披見候、品川様益御機嫌能被成御座、御同意奉大慶候、貴殿彌御無異、段々御旅行之旨令承知、悦入候、

一郡山寓_レ以使者兩種進之、且又御茶弁當進候處、廿六日晚、白川驛ニ而御披候由、委曲御申越、令満足候、

一矢吹晝休迄、以飛脚兩種進之候禮御申越、被入御念事候、廿五日者雨降申候處、廿六日者天氣も能、廿七日者寂早奥州之地御出、無程御參府候半々、御悦之由、大慶御同意存候、木挽町上屋敷我等無事候間、可御心安

候、恐々謹言、

三月廿九日

綱村

陸奥守殿
御返事

二二三四 伊達綱村覺書狀

(糊封ウハ書)

書付

近衛様御意、同意忝仕合奉存候、

一夜光春雨、二ツ共よ指上候様よも仕度候、默庵鷲指上候而も不苦候、刑部太輔迄被相伺度候、

一何とそ春慶藤四郎中古物之内、無御遠慮被下上候様ニ仕度候、其内品も御座候物よ御座候ハ、無遠慮其品可申上旨、御申あされ候様ニ

近衛氏ト
贈答

仕度候

一 桃底持不申候、良濟持申候、今程良濟子孫持不申候由、
一 御切之事、忝仕合、先日之事、御扇も拜領仕度候、

右、よろしく御申上候へうくと存候、

以上

卯月十五日

綱村

陸奥守殿

性山貞山
三代之
山代山
ルノ義山
記録成

二三二五 伊達綱村書狀
(糊封ウハ書)

少將殿

綱村

性山貞山義山御三代之記録出來、御發駕前被指越候、珍重本望大慶御同意候、今日拜見凡例等、性山公之首卷熟覽之候、一段宜、大慶存候、此段

爲可申入、書狀進候、田邊喜右衛門方へ早々被仰遣候様も仕度存候、遊佐

二郎(好生)左衛門首藤彌兵衛等も申聞度存候、恐々謹言、

五月朔日

綱村

少將殿

進之候

二三二六 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)

陸奥守殿

綱村

昨十八日飛脚指下候節、書狀可進處、清め事故、下よと申上候、土用と云、暑氣甚と云、御様子具承度候、去五日自筆之細書、令満足候、先日少々不快之由聞候處、御自筆、悅申候、御無事、貞樹院千五郎も息災よろ、致大慶候、姫君姫達無事、愚老久々疝氣も發不申、針も不仕候、當夏ハ殊外無病候、可御心易候、例年ほとのおつさよハ無之、風吹、折々雨も降

候、雷もさして度々無之候、八日朝急し甚雷し候、あさふ邊ハ大抵し候、江戸よて老大雷之由ニ候、土用入し候故、前よて氣遣し候處、早朝を
 や以外之雷し候、暑も四日分以外し候、土用入候而涼候處、二三日又
 暑よて、昨日今朝甚暑し候、晝過よて風はよく候故、さまたあつく無御
 座候、先日おとハ、朝夜ハ單物衾も着候、日中ものうち、そなとハ着不
 申候、此候ハ又夜中迄のうちに、そ着候、其元之様子具示給、致満足候、千
 五郎方へ品々遣候礼、千五郎母方へ色々遣候礼、段々念比し被御申聞、
 悅申候、姫君よて千五郎母方へ之礼、くましく被申聞候、珍重之義、悅申
 候、すへて吾等へ、姫君よて親切し御申聞、色々心はりひ、不大形悅申
 候、段々誰彼下、我等様子御聞、御悅之旨、口上等申入候、礼旁示給、致満
 悅候、

一伊豫守殿よて之御狀御せせ、令拜見候、忝次第候、御挨拶任入候、拙者心
 ようけ、段々懇志之義之由、傳言等も不仕候間、何様之義聞え候哉、不審

知松院遠
 忌
 綱村ノ茶
 湯ト連歌

存候、様子知召候ハ、承度候、隨分苦し仕候がきこへ候段、不審し存候、
 一今日ハ、知松院御遠忌、御法事御供養首尾能候ハんと存候、拜仕候、其
 後石井了瑄長屋よて、始而茶振廻、連歌興行、了瑄本望殊外悅申候、發句、
 此宿り志るハはくもの志けり哉 綱村

軒端し涼し月比ます影 了瑄

夕立の晴し後をこす卷之 意安

連衆友碩恩次實源、執筆定武、茶湯圍之相伴、久馬右京ニ候、意安ハ痛不
 宜候、木工允申付候處、煩し候、又可十五日し茶上候付、參候付加候、茶
 之時自謙加候、了瑄茶湯殊外すきよて、一段之事候、右京足之痛も能候
 處、先日そめて食あさり、よふと不快し候處、快、十五日より出申候、
 一爰元之様子、段々申進候へく候、恐々謹言、

六月十九日 綱村

陸奥守殿

二三二七 伊達綱村書狀

(端裏内封ウハ書)

少將殿

俊成卿歌之物、鳥之香合給候、滿悅之至候、且又十五首、改候而入披見候、其内相談申度所も候、段々改可申候、恐々謹言、

六月廿八日

綱村

吉村俊成
ノ歌物鳥
ノ香合ヲ
綱村ニ贈ル

二三二八 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)

陸奥守殿

御返事

綱村

十五日兩通御自筆、令祝着候、甚暑候得共、御堅固、益之祝義御祝、郷六近所へ川獵御出、御祝候之旨、珍重存候、鮎給候而悅申候、料理祝申候、新米被贈之、祝申候、愚老無異、姫君姫達息災候、可御心易候、爰元様

吉村ノ川
獵

子追々申上させ候、廿一日晚給候鮭白子わさ、め料理、三入指越候新茶こゝろ、上之家六疊敷よて、相伴右京了瑄木工允意安三設申付候、茶之時寶道院自謙与濟加候、右京氣色能、出申候、姫君よて被下候ち、帷紋所まで被仰付被下候よ、重疊悅申候、先日申進候時分ハ、其段迄ハ不承候故、不申入候、新米鮎同日夕方打廻、木工允長屋へ寄、暮々三度め之食いこゝ候時分、相届候、今廿三日昼、自謙於了瑄園、遣候茶入之披、茶湯仕候、新米祝候而、了瑄長屋へ參候、鮎ハ茶湯料理之節、燒候而賞味候、風味宜候、相伴右京木工允意安、茶之時了瑄反求加候、茶湯例之通出來申候、反求昨廿二日より出候、病人等殊外少ク成候處、七月登候者も登申候、虎岩道說昨日着、今日目見、供申付候、又可煩候而、右京ろこへも久々不參、此比相越候、
一奥筋へ鷹狩御出のよ、十九日之左右迄聞候而、悅申候、御慰候ハんと、一段存候、鳥有之候哉、鷹師御拳共ハ無心元候、

吉村奥筋
ノ鷹狩

一伊与守殿御返事拜見、忝存候、茂十郎殿段々快、珍重大慶存候、
一久馬右京每度拜領物いさゝ、忝仕合候、序禮申入候、恐々謹言、

綱村

七月廿三日

陸奥守殿

御報

追而

自謙よ遣茶入

無名丸壺新兵衛

綱村秘藏
ノ茶入

殊外秘藏よ候前々御覽候いんと存候、袋白地鳳凰からくさ、古金襴懸申
候、無名ト付、偈ヲ書付候茶入よ候、

向門内秘在家珍猶是世間弄玉人、此物幸知當些子、安名初作眼中塵、

玻璃

玻璃ハ、茶支よ用號也、

田邊氏へ傳言候若出家中あとへ序候而御咄之爲、旁書付候、自謙茶湯能仕
候、福人之襄候故旁秘藏を遣候、以上、

二三二九 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)

少將殿

御返事

綱村

十五日十八日廿一日之御自筆、具披見、悅申候、家君益御機嫌能被成
御座之旨、追々承知、今日後當日之御禮使者指上承、大慶御同意奉存候、
此比老下々よ相摸爲御取、御慰被成候由、暑さの御構も不被成御座、大
慶奉存候、其元御無異之様子、委細承、致大悅候、貞樹院も息災之由、珍
重存候、姫君御姫機嫌能由よ候、我等打續堅固候、可御心安候、

一法橋兼郁事、具示給候、其元へ着候而、早速御目見被仰付候由、殊兼竹早
速被召出候旨、一段之仕合候、兼郁殊外難有か、申聞候、一段之仕合、殊
兼竹事、別而難有仕合可存と申遣候様よと申付候、爰元之様子、兼郁よ
委敷御聞、御悅之由、進候二色、御満足之旨示給、悅申候、兼郁茶杓、我等

吉村家臣
ノ相撲ヲ
覽ル

細村ノ漢
和連句

もらひ候故、貴殿御仕合よ成候と、兼郁と被仰候由、左候ハ、兼郁祢
 り候て、何そ拜領仕候へと傳言申度候、小泉意安着候て、早速兩吟ヲ催
 候、待つけし人ヤ初雁けさの聲と我等仕候、兼郁へ傳言申度候、大島四
 郎左衛門饗應之節、漢和可仕とて、唱句させ申候、仰高雲漏月と仕候、學
 の窓よかよふ秋風と入韻仕候、漢老渡邊玄番岡道順、和老意安五吟よ
 可仕と申候、原運之丞再三御念比之御意、難有仕合、廿一日菅野休應方
 へ參候節、十五日之御狀相届、運之丞即拜見申付、御狀もくと申候、何後
 其元機嫌之様子拜見させ、悅申候、

細工ノ繪
宗ノ詩
工ノ箱ヲ
硯箱ヲ
贈ル吉村ニ

一十八日之御狀、從品川御自筆之御書、發駕前被御願置候御細工御詩繪
 御硯箱、結構よ被遊被遣、其上御念比よ被仰下、重疊忝御仕合、御硯箱御
 模様、別而見事成義、可被仰様も無御座候、參府之節、拜見候様よ可被成
 由、先日私へも御念比之御意よて、御詩繪之御硯箱被下置、同前難有仕
 合、悅申候、御拜見候之様よ可仕と、互よ待申候、珍重存候、御禮申上候

へのおよ御狀届、翌朝御狀を片平五郎兵衛を以、熊谷齋へ遣し、委細申
 上候、御機嫌能御様躰具御承知、暑氣之御さ、ハても無御座、かやう之
 御細工等被遊候義、別而恐悅よ思召候よ、同意奉存候、其段も具よ申
 上候、貴殿殊外御悅ニ而、御満足之旨、御懇よ被仰下候、

一其元天氣等之様子も、追々具よ御申聞候、雷つよく候よ、登候者共申
 候、且又、高野主水御目見よ出候よ、先々悅申候、御念比之御意よて、
 難有り、具よ申越候、明地之茄子香物よ御申付被指越候、風味殊外宜
 候、御當地藥園之物も御申付之よよて、追々指越、悅申候、

一爰元先日比老、よふとあつく、近年よハ覺不申候程、朝夜とても、のち
 、ミ計着候、此間ハ度々雨、少々涼候、とかくむし申候、單物袷帷子着候
 時も御座候、雷も近年よハ無之、度々候、大キみ老鳴不申候、

一今朝ハ村田五郎右衛門へ始而茶湯仕候、意安も加候、友碩相伴候、今晚
 ハ運之丞方へ慰よ參、彼方よて調申候、運之丞手之痛、すきとハ無之候、

釜あけ候もつうへ不申候、不自由よハ候、我等も于今手少々きこの
申候、

一 田邊氏如何候哉、傳言申度候、恐々謹言、

七月廿八日

綱村

少將殿

御返支

二二三〇 伊達綱村覺書狀

覺

一 櫛笥殿御父子指支候而、入替り之事、我等詠候而、所うら公家衆へさし
つうへ不申候哉、武家之歌と取かへられ候やうよ成共可然候間、今一
應尋之上、武家衆へ御申可然候、口上有、
一 今一首之事也、伊達左京亮殿へ可然存候、
以上

公家衆ノ
歌ト武家
衆ノ歌

七月廿八日

自身不成衆、代作可然候、

二二三一 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)

陸奥守殿

綱村

七月十九日之御自筆、以飛脚被指越、同廿二日之御狀、別紙同廿六日之
御自筆之細書、追々相届、一々具令披見候、
一 御無事十七日發駕、富谷新町驛み而晝休、八つ前中新田驛に着、緩々休
息候、其邊始而見物候、十八日者小野田川に川狩被相越、近邊鷄も少々
被遣候由、前々ハ、中新田小野田者殊外宜敷雲雀之鷹場よ而候、物數も
有之所よ而候、如何候哉、

一 其元筋十日過よ、雷雨よ候處、十七日十八日天氣宜敷候由、一段候、

吉村封内
ヲ巡ル

一雲雀鮎被贈、悅申候、
 一茄子漬之禮、致満足候、先日自筆返事進候、禮も悦申候、
 一十九日朝五つ時、中新田發駕、暮六つ時、高清水日理石見居館に着之由、
 鷄被遣候而被相越候と見え申候、廿二日迄逗留、毎天天氣能、鷹狩之由、
 珍重候、

松島陽徳院へ參詣

一廿三日朝五つ時、高清水發駕、松山茂庭与七郎所より晝休、始而饗應料理之上、与七郎手前より茶進上之由、又次郎病中候得共、目見御申付候由、九つ半比發駕、五つ時分松島に着、廿四日朝六つ過、方丈并 陽徳院殿へ參詣、天麟院兼而被願置候付、朝饗應より御逢、色々馳走より而、九つ時過御歸船より而、富山に被相越、少之間大仰寺より而景御覽、御下り船、御乗船中より而夕飯まいり、暮時松島に着船、花火爲御立、堂頭始出家衆御招爲御見候、廿五日六つ半時、松島出船、四つ比代ヶ崎に着、於松浦島辨當まいり、緩々休息、暮過歸城之由、旁珍重之儀共候、

花火ヲ揚ゲシム

一岡村道仙大藏求馬被召連、中新田より、十九日岩ヶ崎に被遣、夫より段々高館中尊寺等見物、御申付、廿一日高清水迄歸、直々供之由、一段候、松原探梁も、一所より被遣候由、一段候、
 一松島之灵芝堂頭被進候由、此方に給、珍重存候、鵬雲和尚住持之時分より、少々出候由、見申候様より覺申候、是ハ殊外見事出來申候、何方に毎年何様より出候哉、傳言申度候、天麟院精成人より候間、馳走候半と察入候、燈外長老にも、定岳和尚にも、傳言申度候、
 一糟漬之鮑索麵給、委細被御申聞、致満足候、
 一姫君姬方無別條候、愚老痢病快、寂早常之通候、以自筆可申入候（共、長文、其上外より用も候間、右筆申付候、長文杯書候より障り候景色より而ハ無之候、
 一二日久馬長屋、三日了瑄長屋に、白衣より而參候様子、四日ちよつと拜し出候様子、下より可申上候、

一三日了瑄方居候内よ雨降、そやく歸申候、今六日迄降迄、事申候、
 一五日さうやさいとし、朔日之拜かゆくいとし、岡道順銀子拾五枚、波多
 反求銀子五枚、本復之祝儀遣候、六疊敷よ而、慰よ了瑄致茶湯候、相伴久
 馬右京反求三設、茶之時、寶道院自謙加り候、虎岩道説始而相伴申付候、
 雲齋ハ煩少快出候以後田虫、又腫物よ而、用共支申候、道竿ハ百日計煩よ而
 候、其内一兩度ちよつと出申候、

一今六日ハ給候初銚之料理申付、祝申候、致茶湯候、相伴久馬右京了瑄反
 求道説三設、次よ而道順、但足痛候故也、寶道院自謙いよ、き候様よ申
 付候、木工茶之時寶道院自謙加允意安ハ當分煩候、又可先日余程煩候處、存外致快氣、折々參
 候、小用まけく、暫も居兼候、目之用迄務申事よ候、横山三郎兵衛少快、
 先夜むごよ呼出、用埒明相濟申候、致満足候、伊東十左衛門先年之様よ
 煩左右よ候處、少快、三郎兵衛方杯ハ杖よ而參、先日機嫌伺よも、杖よ而
 出候由よ候、恐々謹言、

八月六日

綱村

陸奥守殿

御返事

猶々、鹿股勘太郎罷登、御狀并久馬方へも念比御申聞、悦入候、勘太郎今晚
 茶過目見申付、其元様子承、悦候、御風氣之由、無心元候、殊外をやり候よし
 聞候、京都もそやり候と申候、不可然義候、雲雀よると勝負有之候よし、慰
 よ成候、ハんと存候、相釜八幡邊、只今さうり之時よ候、川原前ハ、一番よ絲
 り、溝邊ハ惣末よ候、任筆候、以上、

二二三三三 伊達綱村書狀

(端裏ウハ書)

陸奥守殿

御返事

綱村

猶々、冬君へよろしく御挨拶頼入候、

冬君夢想披歌之事、兼郁へ之御紙面、具披見候、珍重存候、祝可被成候間、
 愚詠清書可仕旨、行當申候、くらへ物よ成、不都合之歌迷惑仕候、兼郁代作

吉村夫人
夢想三因
網村
歌ヲ需
ム

候ハ、清書可仕候、其内緩々吟味いゝ候て、清書も可仕候、延々不可然候條、兼郁代作仕候様ニ仕度候、以上、

八月十三日

綱村

二二三三三 伊達綱村書狀

(端裏内封ウハ書)

陸奥守殿

綱村

冬君夢想披愚詠之事、兼郁へ御申之挨拶申進候、御返答令満足候、冬君へも宜頼存候、今夜會之由、兼郁へ聞候、歌共出來し不申、不調法候、御慰旁詠草進之候、兼郁引直候様ニ被仰可給候、恐々謹言、

中秋

綱村

二二三三四 伊達綱村書狀

(折封ウハ書)

左少將殿

綱村

納涼三首、先詠候而見申候、兼郁添削候やうニ被成可給候、紅葉等追々思案候而見可申候、杖之歌も、貴殿も愚も思案候而見候ハ、可然候、其御心得所希候、ト、

九月十五日

綱村

左少將殿

二二三三五 伊達綱村覺書狀

口上之覺

一昨日使者給候、とくと御挨拶可申と、御返事延引候、一昨日退出之節、八重姫君様へ參上、夫より丹後守殿へ御越候、料理御出、夫より豊後守殿へ右京太夫殿同道御出候處、色々御懇之儀、緩々被懸御目、七ツ時御歸候、丹後守殿御來駕、長鮑御祝、我等奥へ御出、七ツ半過御歸之由、一々珍重之儀、豊後殿丹後殿御事、忝儀御座候、且又十四日、丹後守殿へ御腰物御茶入

綱村和歌
ノ詠草ヲ
吉村夫人
ニ贈ル

綱村和歌
ヲ吉村ニ
贈ル

吉村八重
姫ニ伺候
ス
稻葉正往
等ヲ訪フ

正往來訪
綱村正往
ニ腰物茶
入ヲ贈ル

致進覽候付而、丹後守殿より貴殿へ御手紙被遣候を被指越、具致拜見候、御念比之御事、別而く忝仕合存候、本望至極之御事候、私へも御使者被下、忝次第御座候、忝奉存候段、能々被仰上可給候、丹後殿御手紙者、手前より指置申候、彌無御別條御座候而、悅申候、我等不相替居申候、以上

九月十七日

二三三六 伊達綱村書狀

(端裏内封ウハ書)

陸奥守殿

上總介

(土屋政直) 相摸守殿へ、良濟を以茶入被遣候所、御念比之御返答、殊御自筆之手紙被遣候、拜見、忝本望之至存候、いふ不ともよろしく被御申達可給候、恐々謹言、

十月廿二日

(綱村) (花押)

土屋政直
ニ茶入ヲ
贈ル

鶉獵場
繪圖

追而、相摸殿御手紙、此方ニ指置候、以上

二三三七 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)(封目)

封

陸奥守殿

綱村

以飛脚申候、鶉居候所之繪圖之事、私覺不申候間、其趣より可被御申上候、國元へハ、鶉居候所ヲ、私覺候所を、さして可申下と、主馬へ申遣候へハ、私へ之事よてハ無之候、仙臺へ申下候を、おらせ候とて、文言あらく被申聞候と、被申聞候、然者人ヲのさせ候事ハ無用ニ候、うつら居候所繪圖、早々ニのさせ候ハんと存候、うつら被致、此方へも、内々よて可被指越候、

一 泉がせけ下うやの平之繪圖、被指上可然候、

一 亘理之事ハ、切もかく繪圖ヲいとしこく申候間、是よて吟味被致、繪圖

可然と存候、恐々謹言、

十一月六日

綱村

陸奥守殿

猶々我等申進候所之外、さゝめて吟味御申上候へんと存候、以上、

三三八 伊達綱村書狀

別紙、頃日土屋殿へ可被參候御様子、久々よてくハハく承、扱々悦申候、剩拙者方へも傳言有之、忝仕合ニ候、御狀被遣候へん哉と存候、以上、

十一月九日

綱村

陸奥守殿

吉村土屋
政直ヲ訪

三三九 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)

少將殿

綱村

寒中候得共、上々様益御機嫌能被爲成御座之旨、奉承及、恐悦同意奉存候、次品川弥御勇健、當冬者別而御機嫌能、傀儡之者代候付、御珍敷思召、毎日之様御表へ被爲出候之由、昨日熊谷齋參候節承、大悦同意奉存候、此趣ハ、奉行衆へ御かゝり候様ニ仕度候、貴殿弥御無事候哉、承度候、姫君御姫息災候、可御心安候、愚老隨分達者ニ候、御悦候へく候、昨卅日ハ、休應品川よ致拜領候御作之御茶抄披ニ參候、齋參候様ニ、先達より申上、日限をも伺、相極候、首尾能披、祝申候、拙夫も拜領仕度段、齋へ申候、御自分御願候哉と尋候へ、沙汰無之よ申候間、願ニ可有之候、于今御茶抄之御沙汰然と被承間敷候、願不被申候共、被下候ハ、別而恐悦さるへきと申談候間、早々此趣よ御申入可然存候、休應方相伴、早川勘解由原運之丞相加候、茶之時、芝多文九郎加申候、齋發句させ、脇菅野清七郎、第三愚仕候皆々をハ代句よいこ、齋小泉意安三人よ、歌仙ヲ出來ろ申候、

綱宗作ノ
茶杓開キ

水鳥のかつく玉藻を霞哉
霜もふり田よなる、芋田鶴
里遠くかへれを月や出ぬらん

如此候、隨而日光山在之内、兼壽へ申候而調進候桐火桶進申候、追々可申入候、恐々謹言、

極月朔

綱村

少將殿

三三四〇 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)

陸奥守殿

綱村

御機嫌能、今日之御禮、可被爲 請、恐悅同意奉存候、寒よ入候、貴殿可爲御無異、珍重存候、愚老無事候、今日拜所神拜始首尾能仕候、其後仮

佛壇之座敷、如例朔日之拜祈禱、新御堂朔日之參詣、始而仕候、旁恐悅仕候、晚之食、新座敷ニ而祝候而、拜所よ之熨斗蛇祝、茶祝候、相伴木村久馬良覺院桑名十右衛門申付候、茶者雲齋立申候、杉戸之陰よ、仮佛壇志らひ置候故、當分料理を成不申候、のゝ計祝申候、茶過、神代卷讀始申候、秋保右京足之痛此間指發、了瑄氣色于今無然、相伴不申付候、明二日久馬料理振舞、相越祝申事候、二三日之内、伊東宮内着可仕候、久馬六日比發足可仕候、爰元之様子、委細可申上候、拜座敷之恰好、殊外能、奇麗よ出來候、押付可懸御目と待申候、昨日雪舟筆鐘馗左右鷹之三幅一對買申候、御登之時分披可申と待申候、久馬可申上候、了瑄發足延引、間よハ合可申候へ共、やうく間よ合可申候、會始、愚詠も先仕置候、押付進可申候、

一拜座敷之額、前攝政殿被染御筆候之様よ奉願候、懸之所之寸法進申候、貴殿被奉願度候、

濯井

右之通仕度候、恐々謹言、

十二月朔日

綱村

陸奥守殿

進之候

二二四一 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)

少將殿

綱村

家君打續御安康候、大慶御同意奉存候、貴殿御無事候哉、此間自筆進候御返夏相届、貞樹院目も少々快候よ、悦申候、猶又傳筆候、姫君姫達無事候、千五郎(村匡)も機嫌好成長のよ、何より悦申候、我等氣色打續快候、氣配老成ふと能候へ共、食于今つうへ候、然共一兩日老快給候、可御心易候、雲竹下様子御聞候由、御悦と存候、

一(稻葉正往)内匠頭殿々御茶給候、氣色不勝、其後茶之方相伴ふとせうへ、十五日左右いさ給候、忝存候、委細道竿申上候へと申候、道竿よ念比よ通路申、不大形大慶存候、道竿不登、舟橋煩候以後、遠々敷成、殊外氣之毒存候キ、

一今日ハ於勘解由長屋、片倉沖之丞料理始而振舞候、相伴右京只野圖書道順遊佐二郎左衛門道竿、茶之時休應出候、勘解由氣色、とかく休ま候ゆへ、よふと快候、其上、先達ハよふとあゝく成可申哉と存候處ニ、さやう之義、其後無之候、

一先達之御返事よ、勘解由大形毎日不罷出候故、何事も埒明不申と御座候、此方々申進候ハ、勘解由出不申候へハ、何事も埒明不申候故、毎日之様よ出申候ゆへ、氣色調不申事を申進候キ、

一爰元、先日ハよふとあゝ、うよ候處、又さむく候、然共今日ハ風吹候へ共、天氣之様子、春の様よ候、春さち候志るいと存候、立春日うけ長閑よ

綱村、和歌

候を見候而、は、り出候、

仰は、三つさの山芝神心をるゝめ々ふの日うけよも志れ

了瑄傳言申候、田邊氏鈴木氏宗珍へも傳言申候、且又朽木又四郎着候而、悦申候、尙重而可申候、恐々謹言、

十二月十九日

綱村

少將殿

二二四二 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)

陸奥守殿

綱村

高平彦兵衛登之節、兩通之御狀、具令披見候、御機嫌能被爲成御座之旨、及承知仕、恐悦同意奉存候、

一彦兵衛登、段々懇、被御申聞、色々贈給、令満足候、

吉村龍寶寺ニ詣ツ

吉村ノ一宮參詣及
比松島遊覽
村匡初メ
テ一門中
ニ對面ス

江戸諸所
ノ大火
深川邸ノ
火災

一別而之御狀、廿三日神社參詣之序、龍寶寺へ御越、相傳夏等之義示給、珍

重存候、泰音和尚被致恐悦、良覺院へ具被申越候、

一貴殿彌無事、一宮へも參詣、松島へも被相越、翌日歸城之由聞へ、珍重

存候、貞樹院(村匡)千五郎も無事、千五郎一門中へ始而對面之由聞へ、目出度

存候、

一廿一日之御狀も、今日届候、其元寒氣、雪も節々降候由、爰元先日比、よ

不と長閑、候處、其後日々風吹、寒つよく、火事も度々出、所々大火、深

川屋敷も少々焼、淨池院も被致迷惑候はん、剩晴雲院も焼候而、姉妹可

被致難儀候、

一今日之祝日、千秋萬歲珍重、肴給祝申候、堅固御祝候ハんと、目出度存

候、姫君姫達愚老無事、祝申候、

一爰元之様子、追々下、可申上候、明日煤拂、如去年から物道具取よせ申

候、中將某も可仕と存候、恐々謹言、

十二月廿六日

綱村

陸奥守殿

二二四三 伊達綱村書狀

以手紙啓上仕候、然者田村右京太夫(建顯)ニ申聞儀、口上書にて可然候半哉、縦口上ニ候共、先口上書仕、指上申候、此内思召被仰下、又者御思慮も承度奉存候、

綱村田村
建顯へノ
口上ニツ
キ正則ニ
語ル

建顯ノ不
遜

御手前儀、部屋住之時分、別而心安申談候、其上故隱州卒去之刻も、御手前事御頼之由示給候、其許々さへ無別儀候ハ、此方別心有間敷由申通候、家督之刻後、隨分精ヲ入取持候、其刻も再三申候、唯今之思召と違、必家督ニ御成候而ハ油斷出可申候間、御慎干要之由申候、然處次第ニ不敬ニ相見え候、此間御暇願之儀も、敷ふみニ御せつき候、畢竟公儀を輕候御仕形と存候、美濃守殿御あいさつ有之候ハ、則可申達處

ニ、御あいさつ有之候哉有之候哉之御尋ハ、如何ニ御心安候共、申惡候得共、不似合儀々と存候、寂前も、不寄何事、無心置可申旨御申候間、故隱州御代々ハ、我等々之御あいさつ、輕候と申候得者、得其意候由仰候得共、次第ニ輕相見え候、何事も堪忍可仕と申合候故、諸事令堪忍候へハ、何事を仰候も、とろく其許之御存ニ叶候ハ、無御置候、左様ニ候而者、皆我等爲御惡成儀多候、如何ニシテも、此方計堪忍ハ、堅罷成間敷候、前々とよ不申候而ハ、無益ニ候間、唯今申入候、脇ニ而も寂早不宜唱も承候、我等事申儀如何ニ候得共、寂前申談候末ニ候間、申入候、何とそ和シ申談度儀ニ候、可有御了見候、
此趣にてハ、重而ハ、家老共ヲ以、用申候へと有之儀ハ、申惡有之候、私何と家老共を以申候へと申上而も、ちやうこハ、合點不仕候間、先此趣申遣、合點參候ハ、自家老共を以申様ニハ成可申候、此趣合點不仕候ハ、不届者ニ而有之と奉存候、貴躰へハ不申上候哉と、もしく申候ハ、何

事も申上候故、成不と申上候と可申と奉存候、勿論、申候而も可然と、御指圖被成候と可申候哉、奉伺候、思召幾重も可被仰下候、私儀申候事、如何と可被思召候得共、寂前々、折々ハ申候間、先此度ハ申候而も苦間敷と奉存候、右京事、私と間悪成候ハ、めいよく可仕歟と奉存候、以上、

三月九日

松平陸奥守

濃州様

又申上候、いつり序も候ハ、其方私ニ心安自由仕様ニ、私ハ貴躰ヘハ不被申と咄可申々と奉存候、いかに心安と申候而も、禮儀ハ可有之事と奉存候、以上、

二二四四 伊達綱村口上覺書案

覺

御家督被仰出候節、被成御意候ハ、御部屋之住之時と違、必御油斷出可申

建顯ノ不
遜ニ對ス
ル綱村ノ

口上

候間、御慎干要之由被成御意候、然處此比段々御不敬ニ被成御見^え候、此比御暇御願之儀之節ニ、御せつき被成候義、畢竟上を輕ク被成候ニ成申儀ニ候、其上美濃守様御あいさつ御座候ハ、則可被仰入候處ニ、御あいさつ御座候哉と之御尋ハ、不似合様ニ被思召候、惣而近比ハ次第ニ御^被思召候、^{諸事}輕御あいさつと被思召候、被附御心可然被思召候、

二二四五 伊達綱村覺書案

覺

(包紙ウハ書) 片倉三之助儀付而 濃州様へ被相伺候御覺書御直筆中務へ書狀

片倉三之助儀、白石之城をも預置申候儀ニ候間、亡父小十郎代^(景長)之通、奉行宿老並ニ列座可申付候、不斷ハ若輩之儀ニ候間、唯今迄之通、近習ニ指置、萬端指圖可仕候、將又、先手之儀ハ、若輩之事ニ候間、申間敷候、此通可申付由被存候、以上、

綱村片倉
村長ノ出
仕格ニツ
辛正則ニ
詰ル

七月十九日

○コノ文書ハ、第二二四五號ノ添書ニシテ、同包紙ニ入レアルニヨリ、コ、ニ附
載ス、

一筆致啓達候、然者別紙御覺書之通、御手前 濃州様に被罷出、奉伺、可申
上由御意ニ御座候、早速被 仰付候様ニ然被 思召候間、早々被申上、御
意之趣可申上由、御意ニ御座候、恐惶謹言、

黒木上野

七月十九日

佐々伊賀

柴田中務殿

二二四六 伊達綱村書狀案

別而致啓達候、夏中久我殿(通誠)公義に被指上候使者、色々御取持御心遣之

黒木宗信
佐々定隆
連署奉書
案

幹旋ス

段、使石川飛驒守申達、忝りりみ而御座候、私方(吉村)も申遣候所ニ、宜申達之
由被仰下候豊後守殿に御礼之儀、越前守方(吉村)に被申越候得共、私方(吉村)も吉益
就宣を以、急度あく可被仰遣哉(吉村)と申遣候へハ、就宣方(吉村)に被申遣旨ニ御座
候、各様ニ後御心遣之段申遣候へハ、殊之外恭りりニ而御座候、御礼ハ有
御座間敷(吉村)と存候、以上、

九月十日

丹後守様

二二四七 伊達綱村覺書狀

覺

一一門中初雉子遣候處、當年者披も如何ニ候間、九日ニ何もへ振舞、其上
暇遣可申候間、今日遣候儀無用ニ仕、九日朝、雉子料理候ハ、由、以使可
被申遣事、

初雉子料
理振舞

一同日晚、役人中に振舞可申哉、結句先日之勢子奉行共に振舞可申哉、法式ニ候ハ、番頭武頭武奉行ハ可致拜味候、無左役人ハ如何ニ候ハ共、唯今ハ難分可有之候、子細者、江戸出入司町奉行納戸頭ヒビなど一ろと之役人ハ、武頭武奉行ニとつと、其下之勘定頭等ハ、武頭ニ有之候、如何、可有分別候、例者、供之者拜味之様ニ承候處、此度ハ、無左由ニ候、彌被承候ハ今日中被申聞事、

一十一日用初、いつもの様ニ可被仕哉、元三等も如例ニ候ハ共、以之外無理屈之儀と存候、不番候ハ、直ニ可申候、大形ハ可合爲點存候、扱能事計可被申候、何そ國政之儀可然候、家事ハ、脇番頭之明間可致相談候、以上、
追啓

武備之方モ、脇番頭ニ而能候、又ハ將監方具足着初之役人ハ、たのミ可申候

正月四日

小梁川殿
(宗敬)

月番故一人ハ申候、柴田方ハ相談尤ニ候、

二二四八 伊達綱村覺書狀

覺

- 一 明八日色々礼共可然支、
- 一 於燒火之間可然り此事、
- 一 大松澤彦左衛門 長上下太刀目錄披露、宿老之内可然り、凡ケ様之時者、太刀引侍麻上下可然支、
- 一 田村圖書など礼も、こゝみて可然支、
- 一 表に出、物頭共之内礼申上者、目見可然事、
- 一 郡司ハ、表能候ハんや、燒火之間能候ハんや、可有吟味支、
- 一 郡改之儀、明日可然りの事、
- 一 ふらんニ被存事候ハ、可被申聞候、存寄可申候、以上、

三月七日

(綱村)
(花押)

柴田殿

小梁川殿

猶々誰ヲ先誰ヲさきと有之段吟味可承候、先後之事むつゝ候ハ、二
度ニ而も可然候以上、
又思付候、工商猿樂ハ、うくのこことく次第可有之事候、成候ハ、明日職人目
見可然矣、

二三四九 伊達綱村書狀

(糊封ウハ書)

(封目切抜キテアリ)

黒木上野殿

仙臺方書狀見申候、先以五郎左衛門儀、今日序候而、濃刃公へ申上候處、免
候ハ、仙臺之風ニ而をさく候と可唱候間、其ま、置可然由被仰候、一段

綱村役人
ノ任免ニ
ツキ正則
ニ諮ル

之首尾ニ候、早々仙臺へ申越願ヲ押可然候、替之吟味も、先扣可然様子ニ
候、見合可致御相談候、十郎右衛門免可然と被仰候、此節よても不苦よ
被仰候間、寂前願出置候ハ、免候旨、其方出仕以後、可申渡候、此段も仙
臺へ可申越候、代之儀ハ、忠左衛門ニ聞合候へと被仰候間、近日直々尋事ニ
候、是ハ、仙臺へハ隠可然候、此狀火中尤ニ候、若年寄之儀、ゆるく御相
談可仕候、以上、

六月五日

(黒木宗信)
上野殿

書狀書付數四通候、且多もなき役人ノ書出と存候、四人五人ノケ様之不念
ハ、何といひさる事ニ候や、市ノ允鷹師頭ニ成候へハ、覺太夫と兄弟鷹師頭
よてハ無之候や、こまハ仙臺へ被申遣可然候、其方とくる氣付候ハ、氣付
候へ共、返候而ハ遅候故、懸御目候と被申而も、くるくるまゝ候、

鷹師頭

二二五〇 伊達綱村覺書

(包紙糊封ウハ書)(封目)

封

御曹司様(扇千代丸)被相付候衆御眞筆之御書付

七月廿八日

守役

木幡又右衛門

長沼与兵衛

鈴木孫左衛門

其方儀、幼少之節令奉公候、任吉例、子共百助小性ニ召出候、當分可致奉公
歳ニも無之候へ共、當時分申付候事、

近習目付

扇千代丸
ノ守役

同近習目
付

大松澤半七郎

佐藤彦右衛門

大松澤半七郎代眞山主計組

小性組々頭

日野次右衛門

佐藤彦右衛門代望月内記組

小性組々頭

白石孫太郎

以上

同小性組
々頭

○コノ文書ハ、マタ綱村ノ自筆ニカ、リ、同包紙ニ入レアルニヨリ、コ、ニ收ム、

内馬場多門

内ヶ崎權助

平賀源藏子共
永井六之助子共

二二五一 伊達綱村覺書狀

覺

一 爲御禮爲相登候者之儀、不入由被仰候、肥州中書罷上事無用ニ候、早々可申遣候、左候ハ、修理者、監物罷上候而可罷下候事、

一 義山様御代、御留守中御使者被指上候儀、可承合候事、

一 留主之儀見舞衆有之内ため、小性臺所人殘置事、

一 好雪殿同奥様立花忠茂以使者御いとま之儀、以美濃守殿、御老中ニ申達候へ者、あいさつ能候由大慶仕段可申上事、

一 今日者、晚迄可罷有よ、被仰候間、罷有候條、用候ハ、可申越候、万一吾等其許へ不參不成事候ハ、可申越候、

綱村ノ奉
付ヘノ申

右存出次第、先々申越候、追々可申遣候也、

八月八日

(綱村)
(花押)

小梁川修理殿

猶々、造酒之介次右衛門ニ左衛門方へも、用候ハ、可申越由、可申渡候也、
以上

二二五二 伊達綱村覺書狀

(糊封ウハ書)

(綱村)
(花押) (封目)

ハ

黒木殿

追而、川村孫右衛門ニ布施事可被申聞候、但明日直ニ可申哉、早申渡候ハ、其ま、ニ而能候、以上、

覺

一 美濃守殿御書爲心得爲見候事、

一平賀源藏如願役目指免候、自幼少之節致奉公候間、各務采女澁川助太夫並ニ可致勤仕由、明日可被申渡事、

一伊藤新左衛門大町清九郎明日可申付候間、四ツ時分登城仕候様ニ可被申付事、

一生江八右衛門寂早苦間敷候間、赤井三郎右衛門明日申渡、八右衛門も清九郎次ニ召出可申付哉、是者一應同役へ相談可有之候、明朝觸候而も間ニ合候半と存候事、

九月一日

黒木殿

猶々、合點さへ候ハ、もそや夜更候間、不及返事候、明朝少早登城可有之候、以上、

二二五三 伊達綱村書狀

先刻各寄合相談之節、御祭禮近候處、行曲事候儀如何有之哉と申候刻、理強ニ申張候、表々出相談以前、其吟味候而、其節も申張候而之上之儀、取分 御祭禮之儀ニ不氣付哉与之儀、何と哉覽氣味惡、限無之与之理強申張候キ、不氣付儀何程有之候ハ、右之仕合、其上偶前々出候者共ニ候ニ、不調法之至、令後悔候、此趣早川木工助畑中助三富田三郎右衛門ニ被申傳尤ニ候、謹言、

九月十一日

村

柴田殿

小梁川殿

二二五四 伊達綱村覺書

福井玄興ニ可申渡覺

去十三日、御鷹狩御供被仰付候處、於氏家金右衛門宅食給酒飲候以後、無

斷御借馬ニ乗、近道ヲ歸宅仕候、食以前ハ御供不仕候共、食給剩酒迄飲候上者、御供可仕處、斷も不仕、御借馬ニ乗、斷も不仕歸宅、殊御跡も不參、近比ヲ參候、其方被召連儀、御藥御用之爲ニ候處ニ、斷も無之、近比ヲ罷歸候ヘハ、御氣色惡候而も、其方有處不知、欠御用候儀、其方役目ヲ背不忠之儀、不及是非候、殊更金右衛門宅迄ハ參、夫々罷歸候ヘハ、初之御供ハ御供ニ而無之、金右衛門馳走ニ可會爲ニ參候と令決定候、惣而隨意之行跡候ヘ共、五十ニ及迄奉公不仕者故、俄ニ君臣之禮儀難成と被成御赦免候、今度之振舞隨意而已ニ無之、役目ヲも欠候儀、不届至極、不及是非候、急度可被仰付候ヘ共、右之儀ニ御赦免、閉門被仰付候、右之通、以目付可被申渡候、但明朝

口傳

屋敷移徙不仕共、宿ヲウシ候者、めいじくいと候、入寺ハ、事之外重事ニ而候、兵部時代度々故、ウルク成來候、半作ニ而も、

屋敷ニ閉門可然候、但半作ニ候ハ、親類と而も無之候間、中務宿ヲウシ申候也、

十一月十七日

修理殿
中務殿

二二五五 伊達綱村書狀

(端裏内封ウハ書)

自城

小梁河修理殿

一宮ニ代參之儀、内々今日方可申遣と思候處ニ、被申越候、障無之候ハ、伊達將監ニ申渡尤ニ候、我等氣色于今透と無之候ヘ共、大形能候間、來月一日可申渡候、其心得可有之候、當月廿九日、二夜三日之神事ニ而、一日ニ參詣可然候、次其方氣色永引、氣之毒ニ候、折角養生可有之候、以序濃州

綱村伊達
將監ニ一
命代參ヲ

公御家來衆迄申遣可然うと思候、と。

十一月廿七日

二二五六 伊達家奉行職奉書案

○コノ案文ハ、綱村ノ自筆ニカ、ルモノナリ、

來四月御婚禮ニ付而、三月下旬可有御上府由 御意候、恐惶謹言、

十二月廿五日 兩判

伊達安房殿

伊達左兵衛殿

肥州殿

三澤頼母殿

伊達兵庫殿

來四月御婚禮ニ付而、三月下旬可有上府由 御意候、

婚禮ニツ
キ一門老
臣等ノ上
府ヲ命ズ

城館等ノ
繪圖

二二五七 伊達綱村覺書

覺

一城館等之繪圖出來次第、早々十枚十五枚ツ、も差上候様ニ可申遣候、
若相違有之候ハ、惡候間、繪圖披見之上、判物渡度候、繪圖披見候而、惡
處候ハ、又申遣候、爲早々可然事、
一左之分ハ判物渡申間敷候、

亘理 信濃

石母田長門

小梁川修理

黒木上野
大松澤和泉
芦名刑部
古内源吉
古内左門

類可有之候、

左之分ハ如何、陳代(陳)へ可渡候哉、

大町權左衛門

沼邊越後

類可有之候、

以上

朔日

二二五八 伊達綱村覺書狀

御兩親様へ献上之書立見届、付札遣之候、可有吟味候、

一寒土用之御機嫌伺者、仙臺方必有之候、江戸ニ而ハ不定ニ候、其心得可有之候、

一誕生日ニ祝儀老不入候哉、前々可被承届候事、

一美濃守殿ハ、御役付之と紛候間、書分可遣之候事、

以上

廿日

(小梁川宗敬)
修理殿

二二五九 伊達綱村覺書狀

(端裏内封ウハ書)

むら

小梁川殿

覺

一先日も申候合力之儀、少も延引候而者、言語道斷之事ニ候間、于今埒明不申來候ハ、三日四日之飛脚便歟、無左者四日之飛脚ニ而、又々被申遣可然存候事、

一猪狩宮城事、今日迄五日ニ成候間、寂早免候て能候ハん哉、左候ハ、明日者如何候間、一日少候共、今晚可然候、又者、つりそめニ而も役目不敬ニ而、不調法出候事ニ候間、十日も二七日も籠居候て可然候ハん哉、難決定事、

二二六〇 伊達綱村覺書

一將監着初之儀、將監方々、委細 御兩親様へ以飛札申上可然事、

一城繪圖就出來

旗幕鎧等出來候刻ハ、何も道具遣候へ共、是ハ少
輕候間、積可申候、又ハ札無之道具苦間敷候或ハ 各務采女

城繪圖調製ノ賞與

鞍之類ふと、とくく輕武具可有之候、少々勘之允
へ相談可仕候、彦左衛門マハ時服三、甚十郎ニハ 青田彦左衛門
時服二可然歟之事、 渡邊甚十郎

此外骨折候者ニ、輕不う美可遣事、

二二六一 伊達綱村覺書

覺

一時服五 各務采女

一同四 青田彦左衛門

一同二 渡邊甚十郎

是ニ應、輕被積尤ニ候事、

一明晚石川次郎左衛門ニ茶可遣候、寂前中書へ御申候相客、早々被究、可被申聞候、以上、

城繪圖調製ノ賞與

二二六二 伊達綱村覺書

覺

侍屋敷町
家ノ油斷
ムヲ戒メシ

一夜ニ入歸城候節、町通者家々ニ灯ヲ出候、侍屋敷ハ門戸ヲも立候而、油斷之躰ニ候、晝とも違、夜中如何様之事も難計候、屋敷主不覺悟、不及是非候、歸路知次第、油斷無之様ニ可然事、

一日之中も、ヒキミ等之不作法有之候、家主留守等者不及是非、兼而能申付、附居之様ニも候ハ、ケ様之儀有之間敷候、皆々油斷ニ候事、

右之趣、被申渡尤ニ候、

一望月正太夫宮城與右衛門大越十左衛門七十日ニ余候間、閉門赦免可然と、任先例、可有首尾候、勿論中務ニ相談尤ニ候事、

閉門赦免
ノ内意

已上

二二六三 伊達綱村覺書

覺

一國馬上之儀、四十九貫文以下ト成共、小姓組ニカキリ、赦免ト候ハ、可然事、

一就夫小姓組ノ外、江戸登繁分者、右之通可然歟、可有吟味事、

一以先刻之書面考出候、此度ハ家老中若年寄爲見習、兩人罷登儀ニ候間、大身一入大勢ニ候條、申次共ヲハ無用ニ而、若年寄歟江戸番頭、當座兼役ニ被申渡可然歟と存候事、

一此外緩々と勘可申候、先急ニ存付候分申候事、

已上

若年寄ヲ
當座ノ江
戸番頭兼
事役ニスル

二二六四 伊達綱村覺書

覺

一買米方田村圖書可相勤事、

買米方

買米方見
習
江戶出入
司
知行割奉
龍ヶ崎奉
行
津奉行

- 一大町清九郎右買米方見習可相勤事、
- 一小梁河市左衛門江戶出入司申付事、
- 一知行割奉行足立半左衛門申付事、
- 一龍ヶ崎奉行村田吉助、番頭山岸右近ニ承合可申付事、
- 一津奉行櫻田金右衛門、番頭石田孫市ニ承合可申付事、

二二六五 伊達綱村覺書

覺

家臣へ
加増

- 二百石 山岡惣右衛門
- 合四百卅石ニ成
- 百石^{五十} 鈴木孫右衛門
- 合三百石ニ成
- 百五十石 白石七郎右衛門

淨眼院釋
尊ヲ刻セ
シメテ綱
村ノタメ
ニ祈願ス

- 合三百五十石ニ成
- 百五十石 佐藤彦右衛門
- 合三百石ニ成
- 二百五十石ニ成 中村源左衛門
- 合七百石余

二二六六 伊達綱村釋迦堂建立本願覺書

覺

一釋尊常ニ拙者祈禱被遊候御本尊歟、尤上野殿紀伊守殿、其上 品川様御祈禱等も可被遊候、最初拙者祈禱之爲ニ御きさませ被遊候様ニ宣申候、此ニけくましく妙長光雲ニ吟味候て、無相違様ニ仕度候、又御自身之御菩提之爲、御兩親之御菩提之爲ニも、此御本尊よて御看經等被遊候哉、又別ニ御本尊御座候哉、此ニけくましく吟味候て、無相違様ニ

淨眼院
本懷ノ

仕度候

一拙者ニ被仰聞候ハ、有無縁參詣もいと、通懸ニもそこへより、縁ニ觸候様ニ被遊度との御事ニ候、是ハそれガ拙者祈禱ニも成、又諸人ヲ度給ふ爲之御本懷之様ニ及承候、此趣無相違様ニ仕度候、

一吾等願念ハ、諸人等淨眼院殿ノ拙者共御祈禱之御志ニよりて、同シク子孫ノ果福ヲ成シ、拙者ノ淨眼院殿ノ菩提ノ志ニよりて、同シク存亡ノ母ノ爲ニ、現世安穩後生善所ノ願ヲ成シ候様ニとの心入ヲ、普く知シメ申度候へ共、心中ニ念シ、佛前よて上人ノ念せられ候計よてハ、廣ク通達不仕候、何とそ諸人ノ母ノ爲ニ、祈念ニも參詣等仕、菩提ノ爲ニも供養仕候様ニも爲仕度心入よて候、一切ノ人ノ母を度スルガ、淨眼院様へノ何より之御供養との心入大願よて御座候、次ハハさやうニ心入も無之愚盲ノ小子ハ、慰ニも縁ニ多れ、花枝を折、砂ヲとて候ても結縁ニ成、終ニ佛果を成スル程ニ成候との心入、淨眼院様ノ御心入を

綱村釋迦
堂建立ノ
本願

後西院天
皇ヨリノ
拜領物

請ての事ニ候、此あそいも、普ク知候様ニ仕度候、是ハ可知候共、縁ニふれ候へハ能候へ共、前ノまけ計よてハ、窮屈ニきこへ申候故、去らせ度との心入よて候、かやう之事ハ聖武天皇おとの御心ニ御座候へハ、何れどもひろめ被遊候事ニ可有御座候へ共、拙者共ハをうけニ遠慮ニ御座候へ共、さ候とて、打捨候事よてハ無御座候間、僧ノひろめ候よハ、少も不苦事よて候間、僧ノかよよりひろま候様ニ仕度事ニ候、廣ク縁ニふれ候事ハ、大佛御建立上よて不被仰付、天下ノ勸進と、黄檗ノ羅漢ノ建立ノ筋おと、皆同事よて候、以上、

三月四日

二二六七 伊達綱村拜領物覺書

覺

一新藤五國光御太刀 御拵拜領之通也

伊達家文書之五

從

後西院、爲御即位之御祝儀、綱宗拜領之、

一無銘御太刀 御拵不知

從

院御所、政宗拜領之、

一御屏風一双

豐干寒山拾得三笑

法橋可恐齋筆

從

後西院、丁酉火夏之節、綱宗拜領之、

一御懷紙 御櫻交枝花の時々

從

院御所、後水尾院也、以坊城俊完卿忠宗拜領之、依内々之願也、

後水尾天皇ヨリノ拜領物

將軍家ヨリノ拜領物

以上

藤原綱村謹記之

二二六八 伊達綱村拜領物覺書

覺

一大猷院殿御書

寬永十二年正月十六日、賜政宗、

一清拙墨跡

元和二年四月、太神君御不例付而、政宗駿府參上之節、御直拜領之、

一虛堂墨跡

元和八年十月、政宗歸國御暇之節、台德院殿御直被下之、御世御讓以

後始而御暇也、

一輝東陽墨跡

寬永十年三月十九日、大猷院殿政宗歸國之御暇御禮 御目見之節、御被下之、

一小肩衝

慶長五年冬、太神君政宗國元へ被下之、關原御陣之上也、

一樋口肩衝

慶長十五年五月、太神君於駿府賜政宗、爲遺物 大猷院殿に献上之、

寬永廿年五月十一日忠宗歸國之御暇御禮 御目見之節、御密意之

上被下之、

以上

藤原綱村謹記之

二二六九 近衛基瀨書狀

菊之御紋之事、書付之趣詳披閱、得其意候、委細之儀從兼壽方令申入候條、

菊ノ御紋

不能多毫候也、

六月十五日

(基瀨)
(花押)

仙臺少將とのへ

三三七〇 近衛基瀨書狀

(糊封ウハ書)

仙臺少將とのへ

基瀨

返々、系圖之事雖爲此分、未代何人疑之乎、巨細申含勘左衛門候也、

先頃示給候系圖之事、公務之暇雖引勘、依無所見、招兩局之輩令勘之處、于今不得所見之由令案内候、然者内々如申入、強不可及微細之儀候歟、勘左衛門委細可演說之條、令省略候也、

仲秋念三

(基瀨)
(花押)

仙臺少將とのへ

系圖ノ引勘

二二七一 近衛基瀨書狀

(糊封ウハ書)

仙臺少將との

基瀨

追啓、當今宸翰年來所望之處、于今不相調、無是非次第候、此一紙下官先年拜領候間、先送進候、子細是又兼壽可申入候也、

得幸便呈一翰候、寒氣嚴重候、彌安康候哉、此地靜謐之事候、然者聊尔之至、雖非無遠慮、内存之事依有之、委趣申聞兼壽候之間、直々被聞届、可然様了簡候者、可爲本望候、所詮不過指南候、事々兼壽可演說之間、省略候也、

十一月十三日

(基瀨) (花押)

仙臺少將との

基瀨宸翰ヲ綱村ニ贈ル

禁中向御

用ニツイ

テ諸家ノ

存念幕府

ニ通ゼズ

基瀨關白

職ノ尸位

ヲ概ス

朝議一途ニ出デス

二二七二 近衛基瀨口上覺書寫

近衛様御口上之覺

内々江戸に御下向も被遊候ハ、御對面ニ而可被仰入と被思召候へとも、御次而も無之ニ付、此度兼壽ニ被仰含候、

一禁中向近年御用之義ニ付、萬事相談等區ニ候故、諸家之存念武家に不通事、

一關白三公其已下列座相談之儀、多クハ關白之御下知ニ而決定候事稀ニ候、其上關白三公等一向領狀無之事も、或 叡慮ニとよせ、或武威を輕ニとよせ、治定候事度々ニ候故、關白之職尸位之様ニ見え候へ者、諸家も自朝威ヲ輕々布被存事、

一朝廷之御沙汰之義、万事早速武家に相聞え候様ニ被成御聞候間、自是被仰入迄も無之候へとも、又其席ニて見被申候様ニハ有之間布候、御用之品武家へ相達、尤と沙汰も可有之義も、其儘被捨置、不被申入事も

基瀬ノ進退

有之、又ハ當分御頼不被成候而も不苦義も、被申入義も有之者、相談區故歟と思召候、畢竟何方より政之出申とも見え不申、後ニハ人も不知様ニ而、事之埒明申事度々有之、依之諸家ともニ不快被存事、

一其御身御才學も無之、ケ様之義被仰入事も、御遠慮之至ニ被思召候へとも、譜代之攝録之臣ニて、已ニ一上ニも被任、此上後之職ニも被補候半ヲ、御辭退可被成義も無之候故、何とそ朝廷之御様子もとけのよろしき様ニ被成度思召候ウ、いろ、可有哉、又ハ唯今迄之通ニ被成候而可然事歟、當分御身持弁ウとく思召候ニ付、いろ様とも御了簡次第、御異見をも被仰度思召候事、

基瀬公武ノ和融ヲ告

一御内意ヲ被相頼、朝威ヲ專ニ御執被成度と申御望ニてハ無之候、官位封祿公武之御恩ニ候ヘハ、朝廷之御爲之事ハ勿論、太樹様御爲、曾御構被成間布と申儀も、御冥加如何と思召候ニ付、如斯被仰事、

一若右被仰候品、御尤ニ思召候ニれカテハ、禁中御沙汰之義、關白傳奏

朝廷ニ於ケル風儀ノ改善

基瀬網村ヲシテソノ意ヲ稻葉正則ニ傳ヘシム

一堂仕候上、越前守殿へも被仰通度事、又ハ一堂ニ無之時ハ、關白より越前守殿ヲ御里亭へ被招候て、直々御談合被成候様ニ被成度事、又ハ品ニより直々其許へも御内談被成度事、

一大樹より之御馳走無殘所様ニ思召候、此上ハ今一等朝廷之風儀之よろしく成申様ニハあり可申事之様ニ思召候故、御卒爾之様ニも可有之候へとも、被得御異見度御事、

此趣美濃守様へ御次ニ被仰達、いろ様とも御差圖御頼被成度由、御意ニ候、

二三七三 近衛基瀬書狀

(糊封ウハ書)

仙臺少將とのへ

基瀬

追申、先日 新院宸翰頂戴之由得懇書之處、其節殊急用事取紛、不能返報、失

網村靈元上皇ノ宸翰ヲ頂戴

本意候乍序只今詞書申入候也、

依先頃一覽候系圖之事、被伸謝詞、以角左衛門如目錄被送與、厚志不淺思給候、且又魚名公之流之事示給候、則注別紙候、此等之事早々可令返答之處、姫君發賀之前後、用事多端之間、使者永々抑留候、委細角左衛門可申入候也、

臘月初五

(基煎)
(花押)

仙臺少將とのへ

二二七四 猪苗代兼壽書狀

先月廿日之御紙面、同廿六日ニ當着、令拜見候、先達御不審書之御返答之書付御披露候處、御滿悦ニ被 思食候趣、致承知、大慶不淺奉存候、然者續日本紀之内魚名公之御子眞鷹と有之、諸家之大景圖ニハ眞鷹と有之ニ付、難被遊御治定候間、近衛様へ相窺可申上由、即受 御意候處、御勘被

魚名ノ子
眞鷹ニツ
イテノ老

系圖一覽
ノ謝禮

成候得ハ、眞鷹ニて御座候旨、御意ニ御座候、左様ニ御心得、御序ヲ以言上可然存候、恐々謹言、

猪苗代兼壽

二月二日

嘯齋(花押)

佐藤春意老

二二七五 猪苗代兼壽覺書

覺

一 不比等公ヲ、或本ニ、實ハ天智天皇之御子也と御座候、彌如此ニ御座候哉之事、

惣而御先祖之儀、異說有之事之實否、難被仰入候、異說ニ有之事者、それ一説ニ候間、其通ニ而可被差置由被 仰候、

一大景圖ニ、房前公ヲ氏長者と書載申候、乍然職原ニ、攝關之人ニ無之候

不比等ハ
天智天皇
ノ皇子ト
イフ説ニ
就テノ問
答

氏長者ニ
就テノ問
答

而氏長者ニからせられ候ハ、宇治左府計之由ニ御座候、其上外之書ニハ見え不申候、如何御座候哉、大景圖(系)ニ者、武智鷹公眞楯公も氏長者と御座候事、

氏長者之事、攝關臣先ハ依爲上座連綿之事也、乍去攝關之職を不被置候時は、藤氏第一之公卿長者之宣旨ヲ被蒙事よて候間、御不審御座有間敷歟、左府頼長公ハ關白忠通公ヲ差置々氏長者之宣旨を被蒙候を、希代之事と申儀ニ御座候由被仰候、

一編年録ニ皇大夫人宮子ヲ皇太后トスト御座候、續日本紀ニ、夫人トスト申事ハ御座候而、皇后ニ立られ候と申事ハ見え不申候、又編年録續日本紀ニ、正三位藤原夫人光明子ヲ立テ皇后トスト御座候、是ハ夫人トスト申事、續日本紀編年録共ニ見え不申候事、

夫人と云ハ、官職之様ニ被定置物とハ見え不申候、於本朝者、女御更衣典侍内侍等迄夫人と稱候と相見え候、畢竟天子之妾之事と御心

夫人ニ就テノ問答

川邊大臣ニ就テノ問答

魚名左遷ニ就テノ問答

片野朝臣ニ就テノ問答

得可被成候、編年録終ニ御覽不被成候由被仰候、大守様御所持被遊候ハ、被相爲登候様ニ申遣候へ之由、御意被成候、

一公卿補任ニ、魚名公ヲ川邊大臣ト號スト御座候、續日本紀ニハ見え不申候、如何様之様子ニ而、何レ之時分ハ川邊大臣と申候哉之事、

川邊稱號と相みえ申候、何ニ而御勘可被成とも思召不當候、

一魚名公如何様之事ニて左迂かされ候哉之事、

是又終ニ御見當不被成候、御勘可被成物も思召不當候、

一公卿補任ニ、魚名公之御母ハ從四位下片野朝臣之御女と有之候、片野朝臣ハ何レ之姓よて候哉、是又可被申上候、

是も右同前之御挨拶よて候、自然不斗御見當被成候ハ、重而可被仰進候、大方ハ知レ兼可申由、御意ニ御座候、已上、

二月卅日

二二七六 猪苗代兼壽書狀

猶々別紙ニ被仰下候 橋本侍從殿之事、大外記へ尋ニ遣し申候、今程以
之外聞ケ敷候故、于今返事不參候已上、

當月十四日爲 御意之貴札、拜見、先達及御報候、其條々承届申候間、左
ニ書付差上申候、

- 一 寛永三年七月之比、進藤修理与申候者、修理大夫長滋朝臣事ニ御座候、
- 一 右之比、新門跡様と申候者、南都一乘院宮尊覺親王之御事ニ而御座候、
- 一 近衛様御内寺田無禪と申老人、覺居被申候、
- 一 同比、北野社家徳勝院禪昌息二位与申候者、禪嘉事ニ御座候、其節官位
ハ無之由ニ御座候、右之通ニ御座候間、此趣宜被仰上被下候、恐惶謹言、

猪苗代兼壽

三月廿六日

(花押)

大河内源大夫様

記録編纂
上ノ問答

大夫ニツ
イテノ考

二二七七 猪苗代兼壽書狀

爲 御意二月廿八日之御狀、令拜見候、御帑面之條々、近衛様ハ相同、
御返答之趣、左ニ書付差上申候、

- 一 左右衛門大夫左近大夫治部太夫主計太夫ふと、東鑑等ニ御座候者、
五位ニ而左衛門時、左近將監治部丞主計允等を勤候ヲ稱候と見え申
候、然者 御先祖様大舍人助家周公者、從四位下ニ被成御座候と申
説御座候間、埒明聞え候様ニ被思召候、弥其通ニ御座候哉之事、

右御了簡御尤ニ思召候事、

- 一 御先祖様始藏人大夫と東鑑ニ御座候、是ハ其時代只今トハ違候得共、
其節之様子も、五位之藏人ハ、諸大夫ふとニテハ有之間敷と被 思食
候、六位之人叙五位候故、藏人太夫と申候哉之事、

右御了簡御尤ニ思召候事、

藏人大夫
ノニツイテ
ノ考

在國ノ人
藏人ト稱人
ニスルニツ
イテノ考

一在國之輩藏人と稱候、御先祖様ニも御座候、其外新田藏人義兼十郎藏人行家等御座候、是ハ藏人不在京儀有之間布被 思食候、停藏人候得共、始藏人ニ而有之故、後迄稱候りと被 思食候事、

右之御了簡御尤ニ思食候、且又其時分ニも、依人、親之職ヲ子引續呼名ニいゝ候も有之歟、又ハ其由緒無之候而も、當時之呼名同前ニ稱候も有之歟、依其人御吟味不被遊候て者、御治定難被成候由被仰事、

右之通ニ御座候間、御次ヲ以可然様ニ言上御尤ニ存候、恐惶謹言、

猪苗代兼壽

四月十日

嘯齋(花押)

佐藤春意老

二二七八 猪苗代兼壽書狀

猶々被相爲登候繪圖二枚御贈答之御哥之一紙返上仕候、以上、

三月廿四日一通、同月廿七日二通、四月朔日一通、同月三日一通、五通之御狀來着、令拜見候、

一寛永三年御上洛之節、飛鳥井中將殿六月晦日、貞山様ニ御見舞之由有之候、行幸之記ニも、飛鳥井中將雅胤朝臣ト有之、又公卿補任ニ者、非參議從三位雅胤卿同年十二月三日任參議之由有之、右六月之比ハ飛鳥井三位殿と可申處、中將殿と有之候者誤ニて可有之哉、又雅胤卿之外、此時分飛鳥井中將殿と申有之哉、右之趣ヲ以、飛鳥井殿ニ承合可申上旨、則相違之段、飛鳥井殿ニ相尋、其後度々申遣候得共、此段埒明不申候与相見え、返事不參候、諸家傳ニも、元和九年正月五日從三位と有之候、此節之御人、勸修寺入道殿御壹人御在世ニ候故、御覺被成候事も可有之歟と、御息穗波三位殿ヲ以相尋申候へ共、御覺無之由ニ御座候、穗波殿御手札指下シ申候、近衛様にも相伺候、諸家傳又行幸記いつれ

寛永上洛
ニツイテ
兼壽ノ考
證

飛鳥井雅胤ノ事

の方誤共分難思召候、此節ケ様之義多ク、未埒ニ御座候由、御物語ニ御座候、菟角治定仕候處ハ、寛永三年行幸之後、元和九年分之位階ヲ被下候と相見え申候、其外ニモ、ケ様之儀有之候、花山院定好公、寛平二年ニ中納言ニ被任由ニ候得共、行幸記ニハ、宰相中將と相見え申候、是も右之品ニて可有御座候、寛永三年六月之御記ニハ、飛鳥井中將と被遊候而可然儀ニ御座候、此方いつれもの御了簡、右之通ニ御座候、

政宗邸ニ於ケル香會ノ席順

一 同年七月廿四日、於此御地、貞山様御屋形ニ、近衛様一條様被爲成十炷香之御會被遊候、其御會之記有之候處、御名之次第、御官位ヲ以、御考被成候得ハ、前後不同ニ被思召候、但御官位ニよらず、次第不同ニ書記候例も有之事ニ候哉、吟味仕可申上由よて、別紙ニ繪圖被差爲登拜見申候、此儀不存事ニ付、左府様へ相伺候、御意被成候者、香會ハ車座之物ニ而御座候故、次第不同之事每度有之候、其座之儘ニ書記候と相見え申候間、官位不同ニ御構無之、此分ニ而可然哉之由、被仰候、

里村玄仲

一 右御會之内、玄仲と有之候者、誰之事ニ候哉之由、連哥師里村紹巴法眼末子ニ而御座候、此節ハ法眼ニ而御座候、後ニ者法眼ニ成申候、兼与も法橋ニ候得共、兼与ハ上首よて御座候、

馬副

一 同年行幸之時、貞山様御供奉被遊候行列之内、馬副と有之候者、舍人之事ニ候哉由、馬副ハ舍人ハ少能役人ニ而御座候、勿論馬之事を存候者ニ御座候、

居飼

一 居飼と有之候者、何之事ニ候哉之由、居飼ハ御馬別當之役ニ御座候、左副舍人御鞭持と有之候、御鞭ヲ副舍人持申事ニ候哉之由、副舍人之外ニ鞭持ハ有之由ニ御座候、

傘持退紅

一 傘持退紅と有之候、傘持も退紅、其外沓持も可有之候、是も同可爲退紅之由、右も左府様ニ相伺候、

伊達宗高ノ紋任

一 同年七月十日、貞山様御庶子伊達右衛門殿、諸大夫ニ被仰出由書記有之候得共、右衛門大夫殿御遺跡無之、位記口宣等も不傳ニ付、様子不

二條光平
ノ院號

政宗ヨリ
細川忠興
ヘ返歌

相知候、定而從五位下右衛門大尉ニ叙任ニ而可有之与 思召候、彌大外
記方ニ而、記録等相知候儀も可有之候間、承合可申上由、則大外記、少
外記職永ヲ以賴入、寛永三年之宣旨之留穿鑿仕候得共、見え不申候、大
外記書狀差下シ申候、尤右衛門大尉、從五位下ニて可有御座由ニ御座候、
一二條殿光平公院號之事
(附箋)
後是心院
寛永三年七月十日
仙臺中納言政宗卿庶子
藤原宗高 右衛門大尉ニ被任事

如此之由申來候

一細川三齋老、貞山様ニ御哥被遣候、御返哥可被遊与被 思召候所、
兼与申上候者、古哥ニ而御座候、其返哥も有之由申上候ニ付、則其古哥
ヲ以、御返答被遊候由被及 聞召候ニ付、別紙ニ寫被下、右之御贈答之
哥何ニ有之哉由、即指當書物考見申候得共、此御贈答之御哥見え不申
候、此御哥ハ、貞山様三齋老御哥ニても可有御座哉と奉存候、乍去、彌
穿鑿仕、見當候ハ、追而可申上候、且又、月を見その御哥、貞山様月

出るの御哥、三齋老之御哥と相聞之申候、彌御吟味可被成候、右之條々、
度々ニ被仰越候得共、此方吟味ニ而、日數相延候故、一通ニ御請申上候、
可然様ニ御披露賴入存候、恐惶謹言、

四月十六日

猪苗代兼壽

嘯齋(花押)

須藤彌兵衛様
御報

二二七九 猪苗代兼壽書狀

猶々、左之儀方々ニ而承合候故、御請延引ニ罷成候、已上、

一書令啓上候、先達被仰越候趣、寛永三年六月橋本侍從殿と有之候ハ、實
村之御事ニ候哉之由、大外記方へも相尋候得共、埒明不申候、此節之御人、
勸修寺入道殿御在世ニ候故、御息穗波三位殿ヲ以、相尋申候得とも、御覺
無之候、橋本實村ハ、元和九年正月十一日左少將ニ被任由、諸家傳ニ見え

橋本實村
ニツイテ
ノ考

候得共、寛永三年行幸之記ニ、侍従と有之上者、右行幸之後、元和九年之官ヲ被下候と相見え申候、此類此時分多ク御座候、飛鳥井雅胤卿之御事ニ付、須藤彌兵衛方へ委申遣候、寛永三年六月之御日記ニハ、實村之御事、侍従と被遊候而可然由、いづれも御了簡ニ御座候、尤其節、實村之外、橋本侍従と申人無御座候、右之趣、可然様ニ奉頼候、恐惶謹言、

四月十六日

猪苗代兼壽

嘯齋(花押)

大河内源大夫様

三三八〇 猪苗代兼壽書狀

猶々、今日陰天ニ御座候得共、雨降不申、大禮首尾能相調申候、剃髮之者停止故、御庭ニ者不罷出候、已上、

當月八日之御狀來着、令拜見候、

一新御門跡之御事、寛永三年之比も、南都一乘院宮尊覺親王と申候哉之

新門跡ニ就テノ考

賀子内親王ノ内親王宣下

即位灌頂

事、右之通ニ而御座候、新門ヲ稱申事ハ、或御師匠御門主御座候内歟、又者御得道之當座、一兩年之内ニと申事ニ御座候、

一寛永九年六月九日御誕生之皇女二條殿光平公政所内親王宣下有之哉之事、即ニ二條殿御内ニ相尋申候、光平公ニ御婚禮已前、親王宣下御座候由ニ御座候、御諱賀子内親王ヲ申候由ニ御座候、親王宣下之年月日も相尋申候得共、二條殿ニ而ハ存スる者無御座候、大外記方杯マて穿鑿仕候ハ、知レ可申候得共、年月日之御尋者無之候故、不申遣候、若入申事ニ御座候ハ、重而相尋可申上候

一乍序申上候、此度之即位灌頂、二條殿綱平卿御傳授之御事ニ御座候、攝政殿ニ者御傳授不被遊候ヲ哉らん申候、近代打續、從ニ二條殿被遊來候故と申事ニ御座候、御幼生ニ而御規模成御事と、諸人申事ニ御座候、京都御尊之序、可被仰上候哉、如何様共、任入存候、恐惶謹言、

猪苗代兼壽

四月廿八日

大河内源大夫様

嘯齋(花押)

唯一神道
名法要集

二三八一 猪苗代兼壽書狀

爲 御意被相爲登候唯一神道名法要集二册、即 近衛様に懸御目候處、
吉田家が初學ニ被相傳候書物ニ御座候、尤偽書ニ而無御座候、此内 大
織冠之御辭并景圖等相違有之間敷思召候間、左様ニ申上候様ニ之御
事ニ御座候、此趣ヲ以、可然様ニ言上御尤之御事ニ候、恐々謹言、

猪苗代兼壽

八月一日

嘯齋(花押)

佐藤春意老

二三八二 猪苗代兼壽書狀

智仁親王
下ノ親王宣

猶々、玄蕃方手紙、懸御目申候已上、

先達兩通之貴札拜見仕候、 八條殿智仁親王親王 宣下之事、并御一
代御官位年號月日、且又生島宮内少輔四位被叙事等、則進藤筑後守ヲ
以、生島玄蕃方へ相尋申候處ニ、早速ハ返事罷成間布候條、追而書付可
進由申來候、其後度々申遣候得とも、于今書付不參候、定而知不申候事
ハ御座有間敷と存候得とも、延引ニ罷成候條、先以如此ニ御座候、申來
次第、追而可申上候、
一高屋古快安法橋叙日之事、 宣旨之留有之候哉と、官務方に相尋申候
所、宣旨之留穿鑿被仕候得共、見え不申候旨申來候、左様ニ御心得可被
成候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

八月十四日

猪苗代兼壽

嘯齋(花押)

佐左様

貴答

(異筆)

八月廿八日披露

二二八三 猪苗代兼壽書狀

九月十二日同十五日之貴札來着、致拜見候、

伊達朝宗
等、春日
參詣ニツ
イテノ考

一文治元年五月朔日、朝宗公兼光朝臣春日ニ被成御座候由、書記有之候
ニ付、兼光朝臣其比若京都ニ御座候様成事も御座候得ハ、相違ニ罷成
候間、吟味可仕旨、得其意奉存候、改元ニ付、左府様御取紛ニ御座候
條、御隙ニ被爲成次第申上、前廉被 仰付御用同前ニ、御吟味被成候様
ニ可仕候、

一別紙こ乃春ハ、

右之哥俊成卿歟家隆卿歟之哥ニ似申スル有之様ニ被遊 御覺候間、相
考可申上由、奉畏候、手前ニて、俊成卿家隆卿家集見申候得共、見當不申
候、是又 左府様ニ申上候て、御吟味被成候由ニ可仕候、

一改元定之御人數、別紙ニ書付、差上申候、右之趣、御序之刻、可然様ニ言
上奉頼候、恐惶謹言、

猪苗代兼壽

十月二日

嘯齋(花押)

柴田市之助様

富田二左衛門様

二二八四 猪苗代兼壽書狀

猶々、左ニ申上候小紋之縁ハ、高麗縁之紋之小キヨク御座候由被仰候、一昨
二日 (靈元院カ) 法皇様新殿へ 還幸故、近衛様御用共御座候而、相窺候事延引仕
候、以上、

九月十一日之貴札十月一日來着、令拜見候、於其御地 屋形様益御機嫌
能被爲成御座候由、恐悅至極ニ奉存候、然ハ上壇禱之上ニ御着座之事、

上壇禱ノ
著座

上壇ノ上
禱ハ攝關
大臣ノ外
ニ無シ

近衛様ニ相窺候様ニと被仰下候、即御紙面之趣申上候處ニ、上壇之上禱
ヲ被用候儀ハ、先ハ攝關大臣之外無御座候、若ハ納言ニ而も、時宜ニ可依
候歟、雲客ニてハ曾有之間敷支之様ニ思召候、屋形様御官位御相應ニ
者、禱無之、只上壇之上ニ御着座可然歟之由御物語ニ御座候、古法上中下
壇共板敷ニ候故、着座之所計疊敷申事ニ候得共、只今ハ大方疊ヲ敷詰申
事ニ御座候間、其疊ヲ上壇之間計、小紋之縁ヲ御付被成候而、御着座御尤
之由被仰候、右之趣御取成ヲ以御申上頼入存候、恐惶謹言、

猪苗代兼壽

十月四日

嘯齋(花押)

長沼五郎右衛門様

二二八五 猪苗代兼壽書狀

先達乍御報、令啓達候、定而相届可申候、其節追而言上可仕と申上候儀、慶

家康將軍
宣下ノ勅
使上卿

秀忠右大
將拜任ノ
勅使

長八年二月十二日家康公將軍 宣下勅使 傳奏勸修寺宰相光豊卿、上卿
廣橋大納言兼勝卿、奉行職事 烏丸頭左中辨光廣朝臣、右之通、花山
院殿々勘來候、秀忠公右大將御拜任之時、勅使之儀方々相尋申候得共、
知レ不申候、其元々之御書付ニ、烏丸殿と御座候ニ付、了簡候者、光廣卿
ニ而可有之由、いつれも公家衆御申候、同年 家康公將軍 宣下之時、宰
相ニ而光豊卿 勅使ニ候間、右大將御拜任之時、頭辨光廣下向之事、可爲
治定由ニ候、乍去、何も記録ニハ無御座候、尤烏丸殿時ノ傳奏勸修寺殿ふと
へも相尋申候、大外記小外記手前ニも無御座候、早々可及御請候處、若知
レ申事も可有御座ると、少左様之事心懸被申方へハ、方々頼入、今日く
と延引ニ罷成候、可然様ニ御取成ヲ以、此趣御披露頼入存候、恐惶謹言、

猪苗代兼壽

十月廿五日

嘯齋(花押)

落合藤九郎殿

二二八六 猪苗代兼壽書狀

地下土代

受領補任之事、別紙ニ申入候通、當時所持之方不被及承候由、いつれも挨拶ニ候、地下土代と申書物大外記方ニ御座候、此書物ニ古代之受領之義書記候由、公家衆物語ニ御座候、治定ニ候哉、大外記ニ知音ニて無御座候故、實ヲ不存候、有之候共、大方之義ニてハ借シ申間敷ト存候、受領之義ニ付御穿鑿被成度 思召候義も御座候ハ、一通ニ被書立、彼方ハ傳ヲ以御頼被成候様ニ被遊間敷候哉、貴老爲御心得申進候、此方ハ借り申候様ニハ成兼可申歟と存候、若左様ニも 思召候御事ニ御座候ハ、御禮旁少々御造作可有之候間、近習衆ハ御相談被成、當方青木長兵衛伊藤久兵衛方ハ御申越候様ニ被成可然候、手前一分之才覺ニてハ、罷成儀ニ無御座候、左様ニ御心得可被成候、已上、

猪苗代兼壽

十一月十三日

佐藤春意様

二二八七 猪苗代兼壽書狀

△
一書令啓達候、先達被 仰付候 御用之内、次侍從之儀何時迄有之候官ニ御座候哉之由、近衛様ハ相窺候御返答之趣、左ニ書付差上申候、

次侍從者

節會之時、内弁已下いつれよても、侍從ヲ經歷之衆、次侍從之列ニて祿ヲ被下事ニ御座候、尤大臣納言宰相右之通ニ御座候、

非侍從者

同時、侍從ヲ經歷無之衆、大臣已下地下迄ヲ、非侍從之列ニ而祿ヲ被下候、右ヲ次侍從之見參、非侍從之見參と申候、常ニ有之正官ニて者無御座候、勿論當時も有之事ニ御座候、

次侍從非參侍從ノ見

非侍從

次侍從

擬侍從

疑侍從者

御即位之時有之事、正官にてハ無御座由、御意ニ御座候、右之趣可然様ニ言上頼入候、恐惶謹言、

猪苗代兼壽

十一月十六日

嘯齋(花押)

佐藤春意様

須藤彌兵衛様

三三八八 秘密院綱宗女 智恵姫 消息

御ぬ、御こ、ろやす様ニお入りめさせられ下され候へく候、
尙々いよく御ウミヤノキニても、御おやこは御きけん御よく、御と
御ウミヤノキ候御ぬ、御志、法やす様ニお入りめさせられ候へく
候、おやくとあけ、御さんきん御まへも、御ちりくにて、うそくめ御

てさくうれしくそんし上り、御のり御まへは、御ウミヤノキへま
いり、御きけん御よく、御めてさく御まちうけ申上候んと、うすくめて
さくそんし、おををるふりく申上候へく候、はとへハ、御返事ありら御
まよいた、きありうさくそんし、めてさくトシ、

御て、(後藤孫兵衛) 御まへ五ひやうへ御あけあそハ、御めて
さは、わさくへも御事つてあそハ、何りうさく存り、きよいのま、
あら玉りあいらせ候を、御めてさは、とあともおれ御事ニい、井
入り、まつく御まへも御きけん御よく、免てさき春を御む
ういあそハ、う返く御めてさくそんし、こあさニも、御て、御
きけん様御よく、御年御重りられ、まさくとも、息災にてとらさ
あ、めてさくトシ、

まそ

くらとの

御申上

分

ちえ

三二八九 常全院三綱宗女 消息

返く、申わけなり、とあふ返こても御きなん返御よく御さあさせられ、
すく御めてさくせんあけなり、めてさくトシ、

御て、様

あらたまりぬる此をる此御めてささ、いつかさをおぬ御事ニい且井
入り、御て、(綱宗)愈へことうまこひやうへ御志いやニ志んられ候よ、わ
さくうさへも御事つてあそい下され、かすくありうさくせん
なり、まはく、そこ御不と愈御き嫌愈御よく、御とらささせられ候
御事く、御めてさくせんあけなり、こあこニても、御て、愈御きけん愈
御よく、御うまやき御せん愈おそ、愈御きけん御よく、御とるかさ
させられ、御めてさくせんあけなり、いよく且さくくとそく才ニと
うささなり、ま、御こ、ろやすくお不いめ下され候へく候、おきらニ
ても、御事つて申あけなり、よくくわさくうさより申あけ候やうニ

おそ、様

申され候、めてさくトシ、

正月三日

志をさ

くらとの

御申上

さん方